

福山市議会議会運営委員会記録

2017年(平成29年)6月12日(月)

本日の会議に付した事件

(1) 所管事項調査

- ① 議会の運営に関する事項
 - ② 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - ③ 議長の諮問に関する事項
-

出席委員

委員	喜田 紘平
委員	大塚 忠司
委員	榊原 則男
副委員長	土屋 知紀
委員	今岡 芳徳
委員	中安 加代子
委員	塚本 裕三
委員長	熊谷 寿人
委員	法木 昭一
委員	稲葉 誠一郎
委員	早川 佳行

議長	小川 眞和
副議長	池上 文夫

説明のため出席した者の職氏名

総務局長	杉野 昌平
総務部長兼選挙管理委員会事務局参与	藤井 康弘
総務課長	高田 幸恵

午前9時30分開会

○委員長(熊谷寿人) ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長(熊谷寿人) これより所管事項調査に入ります。

△議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項及び議長の諮問に関する事項

○委員長（熊谷寿人） 1. 議会の運営に関する事項, 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項, 3. 議長の諮問に関する事項の3件を一括議題といたします。

まず、6月19日に招集されます定例会の審議日程及び会期等についてお諮りいたします。

事務局長より説明をいたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、お手元の平成29年第3回定例会審議日程（案）に基づき御説明を申し上げます。

まず、6月19日午前10時から本会議を開いていただき、会期の決定及び市長提案説明をお願いいたします。

20日から23日までの4日間は、休会とさせていただきます。

また、22日午前10時から議会運営委員会を開いていただき、一般質問の順序及び質問日等について御決定をお願いします。

26日から29日の4日間で一般質問をお願いいたします。

そして、29日の一般質問の後、議案を各常任委員会に付託をお願いいたします。

30日午前10時から常任委員会を開いていただき、条例等の審査をお願いいたします。

そして、7月4日午前10時から議会運営委員会を、午後1時から本会議を開いていただき、常任委員会の委員長報告をお願いいたします。

したがって、会期は6月19日から7月4日までの16日間と定めさせていただきます。

なお、発言通告期限につきましては、6月21日午後1時までとさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） ただいまの説明について質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、審議日程及び会期等につきましては、お手元の案のとおり決定したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、審議日程及び会期等につきましては、案のとおり決定させていただきます。

次に、議案等の審議方法についてお諮りいたします。

事務局長より説明いたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、お手元の議事日程によりまして御説明を申し上げます。

日程に入るに先立ちまして、2017年平成29年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果の報告及び議長会関係の報告として広島県市議会議長会、中国市議会議長会、全国市議会議長会等の報告がございます。

次に、日程に入りまして、日程第1 会議録署名議員の指名の後、日程第2 会期の決定をしていただきます。

次に、日程第3 報第3号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告についてを報告していただきます。

次に、日程第4 報第4号平成28年度福山市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第5 報第5号平成28年度福山市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2件については、一括して報告をしていただきます。

次に、日程第6 報第6号平成28年度福山市水道事業会計予算繰越使用の報告についてから日程第8 報第8号平成28年度福山市下水道事業会計予算繰越使用の報告についてまでの3件については、一括して報告をしていただきます。

次に、日程第9 報第9号福山市土地開発公社の事業経営状況の報告についてから日程第15 報第15号公益財団法人福山市かなべ文化振興会の事業経営状況の報告についてまでの7件については、いずれも1件ずつ報告をしていただきます。

次に、日程第16 議第53号福山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程30 議第67号市道路線の認定についてまでの15件につきましては、一括議題として、市長から提案理由の説明をしていただきます。

この質疑につきましては、審議日程のとおり、6月26日からの一般質問において行っていただきたいと思っております。そして、一般質問が終わりました段階で、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ付託の上、御審査をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） ただいまの説明について質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、議案等の審議方法については、ただいま説明のとおり決定いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、ただいま説明のとおり決定をさせていただきます。

次に、一般質問の順序についてお諮りいたします。

お手元にお示ししております順序案のようにお願いいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、順序案のとおり決定させていただきます。

この際、理事者のほうで追加議案の予定等がありましたら御報告をお願いいたします。

◎総務局長（杉野昌平） 今後提出を予定しております案件といたしましては、福山市公平委員会の委員の選任の同意について、そして人権擁護委員の候補者を推薦するにつき意見を求めることについてであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（熊谷寿人） この際、議長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○議長（小川真和） 神原真志議員から、本会議等において、今会期を通して酸素吸入器の使用の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思っております。

また、瀬良和彦議員から、本会議において、今会期を通してつえの使用の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） 次に、議長の諮問に関する事項について、この際、議長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○議長（小川真和） 議員定数について諮問をいたしたいと思っております。

本市議会の議員定数については、平成22年6月に、平成24年4月執行の一般選挙から40人と定めております。

本市は、神辺町など旧4町との合併から10年以上が経過し、この間着実に合併建設計画を推進し、福山市としての一体的な発展を図ってきたところであります。

しかしながら、人口減少社会の到来が現実味を帯びてきた今日、この問題に正面から取り組み、将来にわたって発展し続けるまちの実現を目指すことが肝要であります。そのため、福山市議会におきましても、議会の権能を十分に発揮する中、議会改革や活性化に取り組む必要があると考えているところであります。

つきましては、これらの諸点を踏まえ、福山市議会議員の定数について議会運営委員会に諮問をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、答申の時期につきましては、来年の3月の定例会を目途にお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） ただいま議長から諮問がありました福山市議会議員の定数について、今後、本委員会として一定の集約をしてまいりたいと思っております。

なお、後日、中核市の議員定数等についての資料をお示しいたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、一部事務組合議会の日程について、事務局長より報告をいたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、一部事務組合議会の予定について御報告いたします。

お手元に配付いたしております一部事務組合議会の日程のとおり、7月3日に福山地区消防組合議会が予定されていると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（熊谷寿人） 以上であります。委員さんのほうで何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、本日は、これをもちまして散会をいたします。

午前9時40分散会

委員会条例第65条の規定により、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

福山市議会議会運営委員会記録

2017年(平成29年)6月22日(木)

本日の会議に付した事件

- (1) 一般質問の順序について
 - (2) 議長の諮問に関する事項
-

出席委員

委員	喜田 紘平
委員	大塚 忠司
委員	榊原 則男
副委員長	土屋 知紀
委員	今岡 芳徳
委員	中安 加代子
委員	塚本 裕三
委員長	熊谷 寿人
委員	法木 昭一
委員	稲葉 誠一郎
委員	早川 佳行

議長	小川 眞和
副議長	池上 文夫

説明のため出席した者の職氏名

総務局長	杉野 昌平
総務部長兼選挙管理委員会事務局参与	藤井 康弘
総務課長	高田 幸恵

午前10時2分開会

○委員長(熊谷寿人) ただいまから議会運営委員会を開きます。

△一般質問の順序について

○委員長(熊谷寿人) 一般質問の順序及び予定時間等についてお諮りいたします。

お手元にお示ししております順序案のようにお願いいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(熊谷寿人) 御異議なしと認め、順序案のとおり決定させていただきます。

△議長の諮問に関する事項

○委員長（熊谷寿人） 次に、議長の諮問に関する事項を議題といたします。

6月12日の委員会において議長から諮問がありました福山市議会の議員定数について、お手元に、今後の議論の参考とするため中核市の議員定数等についての資料をお配りいたしております。

事務局から資料の説明を願います。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、お手元にお配りいたしております議員定数参考資料について御説明申し上げます。

この資料は、目次にございますように、本市の議員定数の変遷、中核市の状況、条例定数議員1人当たりの人口、面積をお示ししたものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

1ページには、昭和49年以降の本市の議員定数の変遷についてお示ししております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページから5ページにかけましては、本年5月1日時点の中核市の議員定数等に関する調査結果を記載いたしております。縦列に函館市を初めといたします中核市48市を、横列に住民基本台帳人口、有権者数、面積、条例定数、現員数、条例定数議員1人当たりの人口、条例定数改正時期及び議員定数の検討状況を記載いたしております。

6ページをお願いいたします。

中核市48市を、条例定数議員1人当たりの人口順に並びかえた資料であります。本年5月時点におきまして、本市は1万1767人、中核市中第9位という状況でございます。

7ページをお願いいたします。

この表は、市域の面積を議員数で割り戻したものでございます。条例定数議員1人当たり12.954平方キロメートル、中核市48市中第13位という状況でございます。

資料の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（熊谷寿人） 以上であります。委員さんのほうで何かございますでしょうか。早川佳行委員。

◆（早川佳行委員） この定数の参考資料をいただいとるんですが、他の議員さんにも配付していただけるように配慮いただけますか。

○委員長（熊谷寿人） わかりました。

他にございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） それでは、今後の日程ですが、委員の皆様の御意見をいただく中で、12月末ごろを目途に答申案を策定してまいりたいと考えております。

つきましては、通常8月下旬に開催いたしております当委員会におきまして御意見をいただきたいと思っておりますので、各会派内での御協議をよろしく願いいたします。

○委員長（熊谷寿人） それでは、本日は、これをもちまして散会いたします。

午前10時8分散会

委員会条例第65条の規定により、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

福山市議会議会運営委員会記録

2017年(平成29年)8月28日(月)

本日の会議に付した事件

(1) 所管事項調査

- ① 議会の運営に関する事項
 - ② 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - ③ 議長の諮問に関する事項
-

出席委員

委員	喜 田 紘 平
委員	大 塚 忠 司
委員	榊 原 則 男
副委員長	土 屋 知 紀
委員	今 岡 芳 徳
委員	中 安 加代子
委員	塚 本 裕 三
委員長	熊 谷 寿 人
委員	法 木 昭 一
委員	稲 葉 誠一郎
委員	早 川 佳 行

議長	小 川 眞 和
副議長	池 上 文 夫

説明のため出席した者の職氏名

総務局長	杉 野 昌 平
総務部長兼選挙管理委員会事務局参与	藤 井 康 弘
総務課長	高 田 幸 恵

午前9時30分開会

○委員長(熊谷寿人) ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長(熊谷寿人) これより所管事項調査に入ります。

△議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項及び議長の諮問に関する事項

○委員長（熊谷寿人） 1. 議会の運営に関する事項, 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項, 3. 議長の諮問に関する事項の3件を一括議題といたします。

まず、9月4日に招集されます定例会の審議日程及び会期等についてお諮りいたします。

事務局長より説明いたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、お手元の平成29年第4回定例会審議日程（案）に基づき御説明を申し上げます。

まず、9月4日午前10時から本会議を開いていただき、会期の決定及び市長提案説明をお願いいたします。

5日から10日までの6日間は、休会とさせていただきます。

また、7日午前10時から議会運営委員会を開いていただき、一般質問の順序及び質問日等について御決定をお願いいたします。

11日から14日までの4日間で一般質問をお願いいたします。

そして、14日の一般質問の後、決算特別委員会及び予算特別委員会を設置していただきまして、それぞれ関係議案を付託、決算、予算を除く他の議案につきましては、各常任委員会に付託をお願いいたします。

本会議終了後、予算特別委員会及び決算特別委員会を招集していただき、それぞれ正副委員長の互選をお願いいたします。

15日午前10時から常任委員会を開いていただき、条例等の審査をお願いいたします。

19日及び20日の2日間、予算特別委員会を開いていただき、予算審査をお願いいたします。

そして、25日午前10時から議会運営委員会を、午後1時から本会議を開いていただき、常任、予算の委員長報告をお願いいたします。

したがいまして、会期は9月4日から25日までの22日間と定めさせていただきます。

なお、発言通告期限につきましては、9月6日午後1時までとさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） ただいまの説明について質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、審議日程及び会期等については、お手元の案のとおり決定いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、審議日程及び会期等については、案のとおり決定させていただきます。

この際、議長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○議長（小川真和） 神原真志議員から、本会議等において、今会期を通して、酸素吸入器の使用の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思っております。

また、瀬良和彦議員から、本会議等において、今会期を通して、つえの使用の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） 次に、議案等の審議方法についてお諮りいたします。

事務局長より説明いたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、お手元の議事日程によりまして御説明を申し上げます。

日程に入るに先立ちまして、2017年平成29年6月分の例月出納検査の結果の報告があります。

次に、日程に入りまして、日程第1 会議録署名議員の指名の後、日程第2 会期の決定をしていただきます。

次に、日程第3 報第16号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告についてから日程第5 報第18号平成28年度資金不足比率の報告についてまでの3件につきましては、いずれも1件ずつ報告をしていただきます。

次に、日程第6 議第70号平成28年度福山市病院事業会計決算認定についてから日程第27 議第91号市道路線の認定についてまでの22件につきましては、一括議題として市長から提案理由の説明をしていただきます。

この質疑につきましては、審議日程のとおり、9月11日からの一般質問において行っていただきたいと思えます。

一般質問が終わりました段階で、日程第6 議第70号平成28年度福山市病院事業会計決算認定についてから日程第9 議第73号平成28年度福山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの4件につきましては、議長及び監査委員を除き、各会派の所属議員のおおむね半数の議員をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置していただきまして、閉会中の継続審査で付託の上、御審査をお願いいたします。

次に、日程第10 議第74号平成29年度福山市一般会計補正予算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置していただき、これに付託の上、御審査をお願いいたしたいと思えます。

また、日程第11 議第75号福山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから日程第27 議第91号市道路線の認定についてまでの17件につきましては、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ付託の上、御審査をお願いいたしたいと思えます。

次に、お手元に決算特別委員会希望申出表がございますが、これにつきましては、9月4日までに議長へ御提出くださいますようお願いをいたします。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（熊谷寿人） ただいまの説明について質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、議案等の審議方法については、ただいま説明のとおり決定いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、ただいま説明のとおり決定させていただきます。

次に、一般質問の順序についてお諮りいたします。

お手元にお示ししております順序案のようにお願いいたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、順序案のとおり決定させていただきます。

この際、理事者のほうで追加議案の予定等があれば、報告を願います。

◎総務局長（杉野昌平） 今後予定をいたしております提出案件といたしましては、福山市副市長の選任の同意について、そして福山市教育委員会の委員の任命の同意についての2件を予定をいたしております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（熊谷寿人） 次に、広域連合議会の日程について、事務局長より報告いたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、広域連合議会の予定について御報告いたします。

お手元に配付いたしております広域連合議会の日程のとおり、10月20日に広島県後期高齢者医療広域連合議会が予定されていると伺っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（熊谷寿人） 次に、6月12日の議会運営委員会において、議長から福山市議会議員の定数について諮問を受けております。

本日は、会派内での御意見等を出していただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

何か御意見はということなんですが、まず会派の意見をということなんで、会派順に意見を述べていただければと思っております。

まず、水曜会のほうからお願ひいたします。

◆（早川佳行委員） 極めて議員にとりまして重要な事項でございますので、水曜会としては、総会を開き、議員一人一人に意見を聞くという形で審議をしました。

休まれた方もおられたんですが、おおむね8割の議員が、定数減ということに賛成という意思表示をしてくださいました。

その後、同時にですけれども、減ずる数については、4人という考えと2人という考え、あるいはわからないという、3通りの考え方が出まして、4人というのが3人から4人程度で、2人という方がその約倍程度いたように受けとめております。これ以上の審議はせずに、ここへ提出をさせてもらうという形をとりました。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） 続きまして、公明党。

◆（塚本裕三委員） 公明党としても、議長の諮問に対し審議をいたしました。

議長の諮問の内容にあるように、人口減少ということを中心に、議員定数は減していこうということで意見を述べさせていただきます。

○委員長（熊谷寿人） 次に、誠友会。

◆（稲葉誠一郎委員） 総会を開いて、個人個人の意見を聞きました。

幅広い意見だったんですが、一応減でいくということで、将来的な人口推移を中心に、2減ぐらいが適当じゃないかなということでございます。

○委員長（熊谷寿人） 次に、市民連合。

◆（法木昭一委員） 一応会派で議論をした中身を報告させていただきます。

福山市議会議員の定数について、直近の推移を見ると、合併を経た2007年3月に38人から法定上限数の46人に、地方自治法の一部改正により市議会議員の定数の上限が撤廃された後、2012年の改選からは46人から40人に変更した経緯がある。この間、福山市議会議員の定数については、中核市など他都市の動向や人口比、面積比などを参考にさまざまな議論を重ねてきた。一方で、2012年議員定数の議論に際して私たち会派は、市民に開かれた議会、市民への情報発信、倫理観の高い議会運営などをさらに推進するため、政治倫理条例や議会基本条例の制定を行うべきと主張していたが、その後、議会の総意として条例化に至り、今日、議会報告会の開催なども行っている。

今日、少子高齢化や人口減少などの諸要因により、地方自治体の抱える課題も多岐にわたっているが、地方自治体の将来を展望したとき、議員定数のあり方についての議論も必要であることは当然だと考える。しかし、その際、ただ単に数のみの議論を行うのではなく、さらに市民に開

かれた市議会のあり方、市政の推進に当たって市議会の果たす役割、公正公平で積極的な議論のあり方と市民への周知、広い市域にあって市民の要望や意見を生かす手法など、今日、市議会に求められる幅広い役割が果たせるような議論と実践を今後とも中断なく追求するとともに、さらなる研さんを重ね、市民の負託に応え得る市議会となることを基本とし、他の会派の議論も参考にしつつ、削減を含めた結論を出すことについてやむを得ないと思えることとします。

以上。

○委員長（熊谷寿人） 次、日本共産党。

◆（土屋知紀委員） 日本共産党の今後の福山市議会の定数について意見を述べたいと思います。

まず、定数は現状の40人を堅持することを求めます。その理由は、以下に示す5点の理由によるものです。

1点目、人口と議員定数の問題について、中核市比較、2016年9月末調べでは、人口に対する議員数では、全中核市47市中9番目に少なく、1人の議員に対する市民数は1万1766人で、最下位の市の6830人に対し1.72倍の人数を担っており、定数削減は必要ありません。

2つ、福山市の面積は、昭和49年の246.09平方キロメートルから現行518.14平方キロメートルの2.11倍に広がっています。人口もふえ面積も広大となったのに、それに伴う議員数となっておりません。むしろ、議員定数は法定数に戻すことが強く求められます。

3つ目、地方自治法上の定数から6人不足しています。これ以上の削減は、市議会と市民のパイプが一層細くなり、市民意見の反映ができにくくなります。

4点目、財政上の問題について、議員みずからが身を切るべきとの議論もありますけれども、もともと議会費の予算は全予算の0.5%にすぎず、議員報酬では0.28%です。議員と議会が果たすべき役割から見て、決して多いものではありません。福山市議会は、今日まで議員定数を削減し、海外視察の自粛、費用弁償の廃止など、必要な財政縮減を図っております。さらなる議会費の縮減をいうのであれば、定数削減ではなく、議員報酬の削減を検討すべきです。

最後の5点目です。議会論戦の活性化は、個々の議員の努力にかかわる問題であり、人数が少なくなればなるほど活性化するという問題ではありません。むしろ人数が少なくなり、議員と市民の距離が遠くなるなどで情報がきめ細かに交流できない状態が生まれ、市民意見の反映を阻害する要因となります。

以上の諸点から、我が党は、少なくとも現行の40人を維持することを主張いたします。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） それでは、新政クラブ。

◆（大塚忠司委員） うちの会派も、3人しかいませんけれども、議論させてもらいました。

議員の任期を3期12年、10年をワンスパンとして考えると、そのときの人口というのが約40万ということで、そんな推計もされているということで、そのときに、今現状の議員1人当たりが1万1000人ぐらいですか、それを割り当てれば、数字として出てくるのがマイナス4という数字が出てくるというような話もあったところです。

ただ、4人減、2人減ということで意見が分かれるところでありまして、議員を減らすのは、人口減少だからこれは減らすべきだろうというところでまとまっておりますけれども、人数については多くの意見に従おうじゃないかというところで今まとまっております。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） それでは、今まで各会派の代表者の方に各会派の意見を申し述べていただきました。

そのほか、委員さんのほうで何か御意見がある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ほかに御意見もないようでありますので、本日はこの程度にとどめさせていただきます。

この際、委員の皆様にお諮りをいたします。

議会基本条例において、議員定数を改定するときには、公聴会制度や参考人制度等を活用して市民の意見を聞くとともに、それを反映させるよう努めることと定めております。

つきましては、学識経験者等を招致し、参考意見を求めることといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） それでは、そのように決定をさせていただきます。

○委員長（熊谷寿人） 本日、以上であります。委員さんのほうで何かありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） それでは、ないようでありますので、本日は、これをもちまして散会をいたします。

午前9時46分散会

委員会条例第65条の規定により、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

福山市議会議会運営委員会記録

2017年(平成29年)9月7日(木)

本日の会議に付した事件

- (1) 一般質問の順序について
 - (2) 議長の諮問に関する事項
-

出席委員

委員	喜田 紘平
委員	大塚 忠司
委員	榊原 則男
副委員長	土屋 知紀
委員	今岡 芳徳
委員	中安 加代子
委員	塚本 裕三
委員長	熊谷 寿人
委員	法木 昭一
委員	稲葉 誠一郎
委員	早川 佳行

議長	小川 眞和
副議長	池上 文夫

説明のため出席した者の職氏名

総務局長	杉野 昌平
総務部長兼選挙管理委員会事務局参与	藤井 康弘
総務課長	高田 幸恵

午前10時開会

○委員長(熊谷寿人) ただいまから議会運営委員会を開きます。

△一般質問の順序

○委員長(熊谷寿人) 一般質問の順序及び予定時間等についてお諮りいたします。

お手元にお示ししております順序案のようにお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(熊谷寿人) 御異議なしと認め、順序案のとおり決定させていただきます。

△議長の諮問に関する事項

○委員長（熊谷寿人） 次に、議長から福山市議会議員の定数について諮問を受けております件については、8月28日の議会運営委員会において、学識経験者等を招致し参考意見を求めることを決定いただいております。

この際、お諮りいたします。

委員長としては、岡山大学大学院法務研究科木下和朗教授、福山大学経済学部平田宏二教授、広島大学大学院社会科学研究所森邊成一教授に参考人として出席を求め、地方議会における議員定数について意見を聞きたいと思っております。

ただいま申し上げました3人を参考人として出席を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、ただいま申し上げました3人を参考人として出席を求めることといたします。

なお、その日時につきましては、9月定例会最終日、9月25日の午前10時から予定しております本委員会においていたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、日時についてはそのように決定をさせていただきます。

○委員長（熊谷寿人） 以上であります。委員さんのほうで何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、本日はこれもちまして散会いたします。

午前10時3分散会

委員会条例第65条の規定により、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

福山市議会議会運営委員会記録

2017年(平成29年)9月25日(月)

本日の会議に付した事件

- (1) 本会議における審議方法について
 - (2) 人事案件について
 - (3) 議長の諮問に関する事項について
 - (4) 閉会中における所管事項調査の決定について
-

出席委員

委員	喜田紘平
委員	大塚忠司
委員	榊原則男
副委員長	土屋知紀
委員	今岡芳徳
委員	中安加代子
委員	塚本裕三
委員長	熊谷寿人
委員	法木昭一
委員	稲葉誠一郎
委員	早川佳行

議長	小川眞和
副議長	池上文夫

説明のため出席した者の職氏名

市長	枝廣直幹
副市長兼総務局長事務取扱	
	杉野昌平
総務部長兼選挙管理委員会事務局参与	
	藤井康弘
総務課長	高田幸恵

参考人	木下和朗
参考人	平田宏二
参考人	森邊成一

午前10時6分開会

○委員長（熊谷寿人） ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長（熊谷寿人） 開議前に一言申し述べておきますが、10時開会ということで委員を招集しておりますので、今後時間厳守でよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、本日の委員会の進め方についてお諮りいたします。

まず、本日の本会議における審議方法について御決定いただき、次に、本日上程される人事案件について説明を受けた後、理事者については退席ということにいたしたいと思いをします。

次に、議長の諮問に関する事項を議題とし、地方議会における議員定数について参考人の御意見を伺い、最後に閉会中の所管事項の調査についてを御決定いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、ただいま説明のとおりに進めさせていただきます。

△本会議における審議方法について

○委員長（熊谷寿人） まず、本日の本会議における審議方法についてお諮りいたします。

事務局長より説明いたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、お手元の議事日程によりまして御説明を申し上げます。

日程に入るに先立ちまして、2017年平成29年7月分の例月出納検査結果の報告があります。

次に、日程に入りまして、日程第1 会議録署名議員の指名をしていただきます。

次に、日程第2 委員長報告につきましては、議第74号平成29年度福山市一般会計補正予算から議第91号市道路線の認定についてまでの18件につきましては、それぞれ委員会において御審査いただいておりますので、各常任委員長、予算特別委員長から順次御報告をお願いいたします。

次に、日程第3 議第93号福山市教育委員会の委員の任命の同意については、市長から提案理由の説明をしていただき、質疑の後、委員会付託を省略の上、討論、表決をお願いいたしたいと思いをします。

次に、日程第4 発第4号道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書案については、議題としていただき、提出者の説明、質疑の後、委員会付託を省略の上、討論、表決をお願いいたしたいと思いをします。

次に、日程第5 所管事務等の調査については、お手元にお配りしております閉会中における所管事務調査のとおり、各常任委員長からそれぞれ申し出がありますので、これを許可していただくものでございます。

なお、議会運営委員会の閉会中における所管事項の調査につきましては、後ほど御決定していただきまして、あわせて許可をしていただくこととなります。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） ただいまの説明について、質疑、御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、審議方法については、ただいま説明のとおり決定いたしたいと思いをします。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、ただいま説明のとおりに決定をさせていただきます。

次に、本会議場の理事者席の一部変更について、事務局長より報告いたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、9月21日の人事異動に伴います議場の理事者席の変更について、お手元にお配りをいたしております理事者席一覧表により御説明を申し上げます。

まず、9月14日の本会議におきまして、副市長の選任の同意についてが可決され、杉野副市長が9月21日に任命されましたので、向かって左側、最前列の佐藤副市長席を1つ右に寄せ、右から2番目とし、その隣、右から3番目に杉野副市長の席を設けさせていただいております。

次に、杉野副市長が兼ねて総務局長を取り扱うこととなりましたので、向かって左側、前から2列目、右から2番目の総務局長席を空席といたしております。

以上でございます。

△人事案件について

○委員長（熊谷寿人） この際、市長から人事案件について発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎市長（枝廣直幹） 御説明の前に、一言おわびを申し上げます。

本日は、議運に遅参をいたしましたこと、心からおわびを申し上げます。今後このようなことがないように努めてまいります所存でございます。

まことに申しわけありませんでした。

それでは、今回提案いたします人事案件について御説明を申し上げます。

教育委員会の委員としてお務めいただいております三島康由さんの任期が本年10月24日に満了することに伴い、その後任として小松多恵さんを任命いたしたいと考えるものであります。

小松多恵さんは、市内沼隈町に居住され、現在弁護士として御活躍されており、その人格、識見は教育委員会の委員として適任であると考えております。

なお、小松多恵さんは、現在旧姓であります神原多恵さんとして弁護士活動をされております。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（熊谷寿人） それでは、理事者の方は御退席いただいて結構でございます。

（理事者退室）

△議長の諮問に関する事項について

○委員長（熊谷寿人） 次に、議長の諮問に関する事項、福山市議会議員の定数についてを議題といたします。

さきの本委員会で御決定いただきました岡山大学大学院法務研究科 木下和朗教授、福山大学経済学部 平田宏二教授、広島大学大学院社会科学部 森邊成一教授の3人に、本日参考人として出席をお願いいたします。

なお、順序は、最初に木下和朗さん、次に平田宏二さん、最後に森邊成一さんの順で、参考人お一人30分ということで時間設定をいたしております。

これよりお一人ずつ入室いただきまして御意見を伺いました後、委員さんのほうで御質問がありましたらお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、岡山大学大学院法務研究科教授 木下和朗さんに入っております。

（木下和朗参考人入室）

○委員長（熊谷寿人） ただいま参考人として、岡山大学大学院法務研究科教授 木下和朗さん
に出席をいただきました。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。

早速でございますが、地方議会における**議員定数**について、参考人として木下和朗さんの御意見をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、進行方法につきましては、参考人から御意見を述べていただき、その後委員から質疑を行うこととしております。また、時間設定は、質問、お答えを含めまして30分程度を予定しております。

なお、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て発言をお願いいたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

◎参考人（木下和朗） 木下和朗と申します。本日はこのような貴重な機会を賜り、お礼申し上げます。

失礼ながら、着席して御意見を述べさせていただきます。

私は、岡山大学法科大学院におきまして憲法を担当するとともに、議会法、選挙法を主な研究分野としております。議会法、選挙法といいましても、これまでは国レベルの制度を中心に考えてまいりました。もっとも、最近では地方レベルの統治制度のあり方にも関心を持っておりまして、首長制に関する論考を執筆したこともございます。

本日は、地方議会の**議員定数**について、憲法などの法的要請との関係で、とりわけ**議員定数**を削減する必要性と合理性、これをどのように考えるべきかについて、私の見解を述べたいと思っております。

御承知のとおり、市議会を初めとします地方議会の**議員定数**については、従来は地方自治法が定める数とされ、条例でその数を減少することができると規定しておりましたが、地方分権一括法による改正により、条例により定めるものと変更され、さらにその場合に地方自治法が人口に応じて定める**議員定数**の上限も、平成23年改正によって廃止されました。したがって、現行法のもとでは、**議員定数**の決定は各地方公共団体の自主的な判断に完全に委ねられていることができます。

しかしながら、各地方公共団体は、**議員定数**を全く自由に決定できるわけではございません。あくまで憲法及び法律の要請の枠内で裁量が認められるということです。そして、新たな**議員定数**を決定するためには、裁量の合理的行使として認められるべき必要性と合理性が求められます。

それでは、**議員定数**に関する憲法上の要請を申し上げたいと思っております。

地方議会については、憲法第93条第2項が、地方議会議員は直接これを選挙すると規定し、直接選挙を要請しています。憲法の規定では、これ以外、地方議会議員の選挙制度に関する要請は見当たりません。

ただし、地方議会は住民代表機関であるとともに議事機関であり、また憲法は日本国民に公務員の選定罷免権の中心となります基本権として選挙権を保障していますから、国会の衆参両議院の選挙制度に対する憲法の要請は、原則として地方議会についても同じく当てはまるというふうに解すべきであります。

そこで、**議員定数**について見ますと、憲法は国会の場合、憲法の第43条第2項で、法律で**議員定数**を定めると、正確に言いますと、**議員定数**は法律でこれを定めると規定しております。こ

の規定は、法律によって**議員定数**を定める旨を文言上は書いておりましたが、より解釈しておきますと、2つの要請を含んでおり、**議員定数**に関する国会の裁量を枠づけていると解されます。

2つあります。

第1は、選挙されるべき議員数を法律であらかじめ確定することを要請しています。

第2に、これは、43条第2項に加えて、憲法の第15条第3項が定めるいわゆる普通選挙でありますことや、また憲法の第43条第1項が全国民を代表する選挙された国会議員と国会議員の地位を規定していること、こういったことと相まって、国民代表機関である国会がその機能を十分に発揮するに足る**議員定数**を定めるべきことも要請しています。そのように私は考えております。これと同じことが地方議会についても当てはまると解すべきであります。

以上によりまして、まとめますと、地方議会の**議員定数**については、地方議会の機能を十分に発揮するに足る数が要請されるということになります。

続いて、この要請の具体的内容を申し上げます。前提として、地方議会の機能、これを申し上げます。

地方議会の機能は、大まかにまとめますと住民代表機関であり、かつ議事機関であるということになります。福山市議会基本条例第2条が、議会は二元代表のもと、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くすという旨を規定しておりますが、この規定もまた、これらの地方議会の2つの機能を確認しているものと考えられます。

そこで、以下、これらの2つの機能の発揮と**議員定数**との関係を申し上げたいと思います。

第1に、住民代表機関という機能の発揮の面から考えますと、**議員定数**を定める際には人口ないし有権者数——選挙人数、これが基礎となります。厳格な人口比例は要求されませんが、人口等適切に均衡した**議員定数**を定めることが要請されます。この理由として、2つ挙げられます。

1つは、直接選挙による代表機関においては、選挙によって選出される議会の構成は、有権者の多様な民意をできる限り公正かつ忠実に反映する必要があるからです。

もう一つは、最初の理由と関連いたしますが、地方議会が住民代表機関としての機能を発揮するためには、とりわけ多様な住民の意思の忠実な反映、これが重視されるからです。

地方公共団体は、首長と地方議会がともに直接選挙によって選定されるという二元代表制を採用しております。このような二元代表制のもとにおいては、首長選挙の重点が住民の民意をまとめるということにある一方、地方議会議員の選挙の重点は、住民の民意をまとめるということよりは、むしろ民意を忠実に反映することに求められると解されます。また、地方議会には、現行法上、執行機関の監視権や意見表明権が認められておりますが、これらの権限行使は住民代表機関としての機能発揮であり、議会に多様な民意が反映されるという基盤があつて初めて実効的に行使できると思います。これがまず第1です。

第2に、議決機関という機能の発揮面から考えると、議決機関としての機能発揮の具体的な意味、これを明らかにしつつ考える必要があります。

まず、最低限の要請として、地方議会は合議体でありますから、合議体として成立する**議員定数**、すなわち議長及び副議長を選出し、かつ多数決が安定的に成立するための議員4人が必要になります。ただし、実際には欠員が生ずる可能性等を考慮しますから、実際には4人以上の議員が必要になるということになります。4人では足りないということになります。

このほかに、議決機関の機能発揮のためにどのような**議員定数**を定めるべきかという要請については、これは一概には言えないかと思えます。例えば、地方議会の条例制定権や議決権、こういったものを活性化したり、または適正に行使するためにどのくらいの必要な**議員定数**かという

ことは、これは一概に決定できません。このほかにも、公正かつ適正な議論を尽くすために必要な議員定数が要するという要請でありますとか、また地方議会は委員会を設置できますから、委員会制を機能させるために不可欠な議員定数という要請なども考えられるところではあります。確かに、これらはいずれも正当な要請であるとは考えられますが、憲法から導かれてくる法的な要請というよりは、むしろ政策上の要請であると言えます。

そうしますと、まとめますと、憲法上の要請としては、少なくとも住民代表機関としての面からは、人口と適切に均衡した議員定数を定めるべきこと、議事機関としての面からは、合議体として成立する最低の議員定数、これが必要であるということを示すことができます。

以上の要請を踏まえまして、議員定数の削減に議論の対象を少し限定いたしまして、議員定数を削減する場合の必要性和合理性の考え方について申し上げたいと思います。

議員定数の削減といいましても、2つの種類の削減に区別して議論したいと思います。1つは、人口減を理由に議員定数を削減する場合です。もう一つは、人口減以外の理由により議員定数を削減する場合です。これを区別します。

第1の、人口減を理由に議員定数を削減する場合は、人口との均衡を大きく変更せずに議員定数を削減するならば、議員定数と人口との適切な均衡という要請は満たされていますから、合議体としての機能を阻害しない範囲内で特段の問題なく削減できると解されます。ただし、注意したいのは、人口減に先行して議員定数を削減するときは、人口減についての抽象的な見通しでは不十分であり、具体的かつ客観的な事実をもって人口減の予測を示す必要があります。これがまず第1です。

第2に、人口減以外の理由により議員定数を削減する場合があります。この場合は、議員定数と人口との従来の均衡を変更することになりますから、慎重な考慮が必要となります。ただし、注意したいのは、議員定数は、人口との均衡のみで決定されるわけではなく、人口以外の事項も考慮して決定できます。具体的には、これまでの選挙実績、議員選出の地理的基盤の状況、人口密度、住民構成、交通事情、地理状況などといった諸事情を考慮して議員定数を削減すること自体は許されます。ただし、人口との従来の均衡を変更して議員定数を削減するためには、説得的な必要性和合理性を示すことが必要です。さらに、議員定数の削減幅が大きければ大きいほど、より説得的な必要性和合理性が求められると思います。なぜこのような場合に説得的な必要性和合理性を必要とするかと申しますと、議員定数を定める際には、人口との適切な均衡という憲法上の要請が最も重要であると考えられるからであります。

そこで、議員定数を削減する際に、比較的多くこれまで主張されてきた理由を幾つか取り上げて、それらが人口との従来の均衡を変更して議員定数を削減する必要性和合理性を説得的に示すものかということについて見解を申し上げたいと思います。

3つ取り上げます。

第1に、住民の要望です。確かに理由としては重要です。ただ、むしろ問題になりますのは、住民の意思の内容を制度上どのように確認するかであります。陳情や世論調査では十分ではなく、例えば直接請求が行われている場合には、その経緯は何かでありますとか、または定数削減が以前の選挙公約になっているかなどといった事実を幾つか積み重ねて慎重に確認していく必要があると解されます。これが、まず第1です。

第2の理由として、議会の経費削減が上げられています。しかし、これは議会が改革しているように見える効果はありますが、定数削減の理由としては説得的ではありません。なぜなら、地方公共団体の財政支出において議会経費が占める割合が大きくない上に、議員報酬や政務活動費などとあわせて見直さなければ削減効果が限られるからです。

第3の理由として、低投票率、または無投票当選の増加、議員のなり手の減少といったことが上げられることもあります。これらは、いずれも**議員定数**とは直接の関連性があるとは考えられません。これらの問題は、いわゆる専門ないし常勤の地方議会議員のあり方を含めて、**議員定数**とは別に抜本的に検討すべき課題であるというふうと考えられます。

そうしますと、これまで言われてくるこういった3つの理由に関しましては、いささか説得力を欠くところがある、ただ住民の要望については、これをどう確認するかが問題になるということになります。

これに対しまして、次の2つの場合、**議員定数**を削減する説得的な必要性和合理性があると認めることは可能であるかと思えます。

2つ上げます。

第1に、現状の人口と面積のもとで一定の議員削減を実施した後も、これまでの選挙実績、議員選出の地理的基盤の状況、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況等の諸事情を考慮するならば、多様な民意の反映という地方議会の住民代表機能を、従来どおり、またはそれ以上に果たし得るということについて、議会が説得的かつ具体的な根拠を示すことができるという場合です。

第2の場合としては、議会運営の合理化ないし効率化を理由とする場合が上げられます。地方議会の運営に合理化ないし効率化が求められているということは言うまでもございません。ただし、この場合でも、議員削減に伴って実現できる合理化ないし効率化の具体的内容を吟味する必要があります。専門性を例にして述べますと、そもそも議員数と議員個人の能力ないし専門性とは直接関係しません。他方、確かに委員会について指摘されていますように、少人数による審議により議員の密度と専門性は高まります。ただし、地方議会における議員の討議は、多かれ少なかれ民意を背景とせざるを得ませんから、議会運営の合理化によって住民代表機能を殊さらに損なうということは許されません。したがって、専門性の向上といったものを考えたとしても、これが常に**議員定数**の削減ということを正当化することにはならないということになります。

まとめますと、合理化ないし効率化は、**議員定数**削減の錦の御旗とはならず、定数削減を行う場合には、それとあわせて、例えば議会報告会という住民と議会の結びつきの強化でありますとか議員活動の可視化、自由討議などによる議員間の討議の充実、議員の補佐体制の拡充など、議員数が減るにもかかわらず多様な民意を基盤とした議会活動が活性化するという成果を、議会は着実かつ具体的に示す必要があります。

さらに付言するならば、これら2つの場合であっても、議会と住民が**議員定数**削減について合意に至る、少なくとも住民からある程度の理解を得るといったプロセスを経ることが望ましいと思われます。

以上、私の見解をまとめると、次のとおりになります。

3点にまとめます。

第1に、地方議会が**議員定数**を定める際は、人口ないし有権者との適切な均衡が憲法上の要請であると考えられます。

第2に、人口減が確実に予測できる状況における**議員定数**の削減は、合議体としての機能を損なわない限り、特段問題なく行われると考えられます。

これに対して第3に、従来の人口との均衡を変更して**議員定数**を削減する場合には、その必要性和合理性について慎重な考慮が必要です。具体的には、通常上げられる**議員定数**削減の理由の多くは、その必要性和合理性として必ずしも説得的ではありません。**議員定数**の削減に説得的な必要性和合理性があるというためには、議員数の減少にもかかわらず、多様な民意の反映という

議会の住民代表機能を、従来どおり、またはそれ以上に果たし得るということ、または多様な民意を基盤とした議会活動が活性化するという成果、これらを議会が具体的に示すという必要があると思います。

以上で私の意見陳述を終わります。御清聴ありがとうございます。

○委員長（熊谷寿人） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。法木昭一委員。

◆（法木昭一委員） 問題提起ありがとうございます。

先生が述べられる最後の3つのまとめの主要な考え方というのは、人口との均衡だというふう
に受けとめるんですけれども、中の説明でも少し触れられているんですけれども、地理的条件、
例えば合併を繰り返してきた福山市という一つの大きな、500平方キロを超える自治体がある
んですけれども、合併地域の、とりわけ住民の意思の反映ということになれば、地理的条件とい
うのが大きな要素に私はなるだろうと思うんです。議会の議論の中でもいろいろあると思うん
ですけれども、例えば東京近郊のように20平方キロとか30平方キロの中に40万人いる都市
と、それから福山市のように500平方キロを超える面積の中に40数万人がいる都市と、どう
しても人的要件だけでは割り切れない、行政効率ということも含めて課題は出てくると思うん
ですが、そのあたりについて、先生の今の説明の中でも結構なんですけれども、少し見解をいただ
ければと思うんですけれども。

◎参考人（木下和朗） それでは、どうも御質問いただきましてありがとうございます。

その地理的要件ですけれども、これは今御質問にありましたとおり、もちろん議員定数を削減
するという理由にもなりますし、または、むしろ議員定数を維持すべきという事情にもなるか
と思います。一般的な傾向として申しますと、やはり広いところであればそれなりの数がどう
しても必要になってくるというふうを考えられますので、ですから同じ人口数でありまして、
首都圏や京阪神圏の衛星都市のように狭い地域に人口が密集しているというところと、そう
ではなくて、比較的広い地域に住民の方々がそれぞれに住まわれてるというところでは、
それは議員定数の考え方は変わってくるというふうに思います。ですから、必ずしも広
ければ、それは一般的にはむしろ議員さんがいたほうがいいという理論になってくる
のではないかとこのように、私自身は今のところ考えております。

○委員長（熊谷寿人） 他に質疑ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） それでは、ほかに質疑もないようですので、以上で木下参考人
からの意見聴取を終了いたします。ありがとうございます。（木下和朗参考人「どうもあ
りがとうございました」と呼ぶ）

（木下和朗参考人退室）

○委員長（熊谷寿人） 次に、福山大学経済学部教授 平田宏二さんにお入りいただきます。

（平田宏二参考人入室）

○委員長（熊谷寿人） ただいま参考人として福山大学経済学部教授 平田宏二さんに御出席
いただきました。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

早速でございますが、地方議会における議員定数について、参考人として平田宏二さんの御
意見をお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、進行方法につきましては、参考人から御意見を述べていただき、その後委員から質疑を行うこととしております。また、時間設定は、質問、お答えを含めまして30分程度を予定いたしております。

なお、御発言の際には、その都度委員長の許可を得て発言をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

◎参考人（平田宏二） 福山大学の平田でございます。今回この参考人の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

私もここを離れて13年になります。この委員会室に入ると、結構当時の方々が議員さんでおられました。私も懐かしく感じながら、また身が引き締まる思いでこの場に座っております。よろしくお願いいたします。

私は、他の参考人の二方とはちょっと立場が違ひまして、違ひというのは、私も39年間地方自治の立場におりました。それから、今は福山大学で丸12年余り、12年と半年なんですけれども、身を置いた立場でありますから、大いに議員定数に関して気づくところが結構あります。そうした立場できょうはお話を進めさせていただきます。

私は経済学部にも所属しております。主要な科目とすれば、専門科目は地方財政、これは、私はこの福山市におったときも地方財政が、25年間おりましたから結構地方自治の財政が長かったわけでありまして。担当しておる科目は、専門でいえば先ほどの地方財政と、もう一つは共通教育科目、皆さんでいえばむしろ教養科目、一般教養です。これが現代社会と経済。この2科目が主要な科目ですが、それはともに地方自治に関する内容です。いずれも地方自治に関するから、私もどこかの時点でこの2つの科目の中には決まって話す言葉があります。それは、地方自治は民主主義の学校であるという言葉なんですけれども、これは、私も、イギリスの政治学者ブライスという有名な方の言葉なんですけれども、これが非常に気に入っております。趣旨は、地方自治は理想の形になっておると、この民主主義の理想の形というんですか、これが一番彼の言いたいところなんです。日本の中でその言葉を支えているのが、憲法92条でいえば、これは地方自治の本旨が規定されております。皆さん方もこのことはよくわかりだと思っておりますけれども、住民自治と団体自治です。つまり、この住民自治については住民が主体で物事を決定するということと、それからもう一つは、団体自治でいえば他の団体や国から侵されない、この2つがこの憲法第92条に規定された内容であります。

もう一つは、二代表制がこの民主主義の学校を支えておるのではないかと思います。これは、制度に関することだから、首長と議員とともに直接選挙で選んでおります。そこには、行政と議会、それぞれの役割、責任を果たさなければならない。ところが、戦後70年、地方自治70年の間に世の中が非常に変化してきたということが言えるのではないかと思います。その変化がどのように変化してきたかと、それが今回のテーマの一つに、ヒントになるのではないかと考えています。

地方自治の3主体という言葉があります。地方自治の3主体、これは国の体制、国体の3主体といえ、行政と司法、立法というのを、これはよく使われた言葉でありますけれども、地方自治も同じように、3主体というのは、これは行政と議会と住民、この3つが3主体とありますが、かつては玉突きのようにそれぞれの主体に強み、弱みがあったわけでありまして。つまり、議会にあっては行政に強く住民に弱いとか、あるいは行政にあっては住民に強く議会に弱い、住民も同じように強い弱い立場があったわけですね。特に住民の立場は、この70年間に大きく変化しました。簡単に言えば、今では住民が最も存在感を持ってきた、そういう感じがいたします。なぜなら、住民主体、住民主権、国民主権、これは当然のことです。住民は納税すると、その

納税の話になれば、納税の義務だから当然なんですけれども、税を納めれば受益者、それから住民主権、国民主権の考えに至るわけなんです。そうした流れの中で、住民は税金を納める、ということは、これは行政に積極的にかかわるようになってきました。

少し財政の話になりますが、税を納める根拠というのは、これは、義務説と、それからもう一つは利益説の2つがあります。特に義務説については、これは納税の義務だから、憲法30条にあるように、当然国民、住民は税金を納めるのは当たり前よと、こういう話になるわけなんです。ところが、市場社会では税は特別なんです。どこが違うかといえば、お金を払うというのは物やサービスと交換になるわけなんです。ところが、税は、税だけは反対給付がない、一方的に納める。だから、税を納めている個人としては何にもならない、何も無いわけなんです。

これに対応する言葉が利益説。利益説というのは、これは当然利益があるから納めようとか、納めたら利益を還元しておくれとかという話なんです。だから、自分らは税を納めとる、何とかしておくれと、自分は税を納めとるんだというような、そういう類いの話をよく聞きます。それも当然市場社会においては当たり前の話なんです。少なくとも根拠のこの利益説、これは利益説と義務説がどちらが正しいかということは、必ずしも一概には言えないけれども、この利益説というのは、市場社会がどんどん進展していけば当然の話なんです。

行政はどうかといえば、その行政と住民が、今の段階ではだんだんと一体化している。つまり、なぜかといえば納税者だから、住民主権の意見はやはり聞かなければならないという形になれば、さまざまな議会で住民が行政の中に進出する。これも地方自治が進化すれば、ある面当然の話なんです。住民も行政も変わってきたということが言えると思います。

じゃあ、議会はどうかということなんですが、特に地方議会については、住民と議員が一番近い関係にある。市町村から県会、議会といくほど住民代表制、これが機能しております。ところが、市町村は代表制の意識がだんだん薄れてくる。結果として投票率にあらわれる。直近の昨年4月の市議会議員の選挙投票率は、44.7%でありました。かつては、たしか市議会議員の選挙であれば60%、70%ほどの非常に高い投票率です。議員の選挙、地方議員の選挙とすれば、私は、市議会の関係が一番基礎的自治体の選挙だから最も高くあるべき、議員選挙は市議会、県議会、国政選挙とありますけれども、当然に基礎的自治体にある選挙というのは一番高い投票率を期待するわけでありまして。驚いたことに、この市議会選挙の44.7%というのは、皆さんも御承知かと思いますが、国政選挙の、福山市で行われた衆議院、参議院よりも低いと。

私は、この地方自治の中に39年間おって非常に残念な思いを持って、これを何とかしたいというつもりもあります。原因は何かと。確かにこの原因については、私は、一つは政治に対する不信があると思います。この政治に対する不信というのは、これは責任はやはり行政、議会ではないかと思っています。これは、政治、行政の、きょうは特に議員さんを前にして言えば、政治というよりも議員のあり方が何かと批判があります。とりわけ新聞紙上でよく目にするのが、政務活動費の不正とか、あるいはセクハラ問題等々、信頼を大きく失っておることが言えると思います。

もう一つは、政治に対して無関心。これは、責任は有権者と私は一口に言うわけにもいかない。当然これは行政にも議会にも責任があることなんですけれども、特に若い世代の投票率が非常に低い。これは、後で時間があれば実態の一部を私もお話したいと思います。

さて、議会の機能でありますけれども、議会は、主要には審議と、もう一つは監視の機能が主要な内容であります。ところが、その審議、監視、その件に関しては、住民からは非常に見えな

い部分、見えにくい部分なんです。だから、議員は何しようるんかなというような、そういう意識というものは結構持っております。

今は、地方分権一括法以降からいえば、行政事務は全て自治事務になりました。これも議員においては変わっておるでしょう。どう変わるかといえば、それぞれの地方は、自己決定、自己責任、これは今一番求められる部分ではないかと思えます。議会だけではなしに、行政も議会も地域経営、その視点で積極的にかかわるようにしなければならぬと考えております。議員は、地域経営、あるいは自治の意識を持って重要な役割を果たしていくということが求められるのではないかと考えております。そのことを果たさないと、二代表制は機能しない、維持できないと考えております。議会を復活させるということが目的なんですけれども、ところがその鍵は、私は議会の活性化と信頼回復に尽きると思っております。

さて、議員定数の増減についてはいろいろな見方があります。増減すべきよとか、あるいは現行のままがよいという理由も確かにあります。住民の声を広く聞く、合併で地域的に非常に広がったと。率直に申し上げて、これは増員の要因になると思えます。

今の議員選出は、確かに現状は地域代表の方が多いと思えます。ところが、山間地域ほど課題が多い現状、それは私もよくわかります。全域を得票順に並べて、それで投票して合否を決定するというのも一理ありますが、私は、この一元的に得票順に並べて全域を投票するというのは若干疑問を持っておりますが、ここではこれ以上のお話は述べないことにいたします。

また、地方分権の議会は、地域経営、自治の意識を一層高める必要があろうかと思えます。自己決定、自己責任を持って行政、住民にかかると、これも必要な議員を確保しなければならない理由にはなると思えます。

また、行政は、高度化あるいは複雑化している。皆さん方も10年、20年前の議員が結構おられますけれども、行政はどんどんと変わってきております。これからも行政は複雑化すると思えます。また、情報が氾濫する中で正しい情報を選択する、これらに的確に答えていくには、議員の減はあってはならないという理由もあろうかと思えます。

一方、減員すべきよとか、こういうことも意見としてはあると思えます。

まず、地方自治は、この70年の間に相当進化、高度化してきました。地方分権、行政改革、財政健全化、公開の原則などなど、相当進んでまいりました。問題があるたびにそうした課題に修正を加えて、今日まで地方自治体は進化したのは事実だと思います。将来人口を見ても、増加はしない、間違いなく減少すると思えます。

また、審議会等への住民参加も結構見られます。会議に適当な人数から見たらどうかという議論も必要ではないかと思えます。このことに配慮もすべきだろうと思えます。私の専門は地方財政でありますから、地方自治法第2条第14項の規定、最少の経費で最大の効果を上げると、これらはやはり減員すべきの要因と考えております。

次に、定数についてどう考えるか。正解はあるのかといろいろ考えても、私は解はないと考えております。皆さんと同じ考えだと思えますが、決め手は、はっきり言ってなかなか探しようがありません。都市の実情にもよりますが、今回の議員定数に関していただいた資料から、私も中核市、中核市については人口とか、あるいは面積等々によって決まっておりますけれども、福山市に近いところを見て、人口面で福山市に近いところの人口、あるいは面積、福山市に近い500平方キロ、また財政力、産業構造等々見て最も近い都市は、やはり姫路と大分かなということ調べました。福山市の議員定数は40人だから、比較して私は決して多くはないと思えました。でも、このままでよいのか。政治は結構今住民の間から離れていっておる、地方自治を民主主義の学校に取り戻すことは、現状のままではできぬと。鍵は、先ほど言いましたけれども、

活性化と信頼回復であります。定数増、変更なしという議論もあります。それでは市民の理解は得られない、活性化、信頼、これは得られません。

福山市議会の例ではありませんけれども、今の議会、一般的な市民の見方というのは、政務活動費、パワハラとかセクハラ、男女問題等々不祥事が結構発生している中で、議会を活性化、市民から信頼回復するには3倍、4倍の努力が必要だと思います。私は、毎日学生の中におります。これからの社会を担う若者の政治への関心をぜひ持ってもらいたい、持たせたいと思っております。

この前から後期授業が、たしか21日から始まりました。21日に、だから先週の金曜日なんですけれども、私の地方財政の授業で学生に問いかけました。受講生が49名、50名不足なんですけれども、49名全員出席しておりました。議員定数についての学生への問いかけなんですけど、私も予断を入れないつもりで詳しい説明はせず、また福山市と特定せず、地方議会として彼らに質問しました。増員はどうかと、現状はどうかと、原因はどうかということなんですけど、増員すべき、現状でいいというのは、いずれもゼロでありました。減員すべきが12人おりました。これが若者世代の現実なんです。手を挙げない学生、関心がないのが38名、4分の3が関心がないんです。あるいは政治不信がおるかもわかりません。回答した学生、手を挙げた学生は12名、4分の1なんです。全員が減員なんです。これ以上の説明は、私も学生の力をかりたお話しになるので話しませんが、やはり議員、議会に対する目は大変厳しいなと考えております。

最後にもう一つ、定員数は議会だけの話ではないと思っております。減員であれば、先ほどの3主体の役割が大きくなる、責任があります。行政にあっては、民主主義の原点を私は情報公開だと思っております。だから、資料、情報等については積極的に公開していく。議会にあっては、当然に減員になれば効率的な議論に進め、あるいは無用な議論は避ける。何といたっても地域経営、自治意識を持つ。一人一人の責任が重くなるわけでありまして。

話は少しそれますが、こうした期待に応える議員には、議員が活躍できる環境を用意しなければなりません。人材は、そうしないと確保できません。議会活動が高度化し、情報が氾濫している中で、片手間で議員活動ができるとは私は思っておりません。議員として安心して活躍できる社会保障制度、そうしたことにも配慮すべきことと考えます。住民は当然に地域課題を地方自治の中で考えてもらいたい。個別の強過ぎる要望は自治を壊す。都市経営の中で議論していただきたいと。

ちょうど与えられた時間となりました。御清聴ありがとうございました。

○委員長（熊谷寿人） ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑はありますか。今岡芳徳委員。

◆（今岡芳徳委員） 御質問したいんですけど、平田先生におかれましては、市政が39年、そして学生とのつき合いというのは12年という中で、今お話を聞く中で、学生は4分の1ぐらい減を求めるといふふうな意見もあるし、そのままでもいいといふふうな部分もあるといふふうにお聞きしました。

先生、個人的に現状を、先生の御意見の中でこの定数について、今後どのような、削減なり、数字が出るとか、そのままとかという部分があると思うんですけど、先生の個人的な御意見的なものをお聞かせいただければといふふうに思いますけど。

◎参考人（平田宏二） 私自身きょうのお話は、あとはもう議会で議論願いたいと考えております。

あえてのお尋ねなので、私もあえての立場で回答させていただきます。

議会が適正に活発に議論できるのかどうかというあたりを、私も今までの話の中で少し言いました。具体的な例として、ここは4常任あります。今でも4常任なんですね。（「そうです、はい、4常任にということでは」と呼ぶ者あり）となれば、一常任当たりが多過ぎても、これはまともでないとか、あるいは少な過ぎても議論が活発化しないと、偏った議論になってしまうということだから、あえて責任持って参加して議論に出席願いたいと思うのは、私は福山市の状態から見れば8人から10人かなと。そうすれば、四八・三十二と40人でしょうか、その間。議員数はそんなものかなと。

もう一つは、私は率で考えると、減員すべき率で考えると、その率でいえば、それは5%というのも一つの考えだと思います。ところが、5%というのは市民がどう受けとめるかと。これだけ議論して5%かといえば、はあ、パフォーマンスだけかなというような、そういう見方が多いんじゃないかと思います。私も今のこうした議会の状態を見れば、議会そのものも、それから行政そのものも3倍、4倍の力を発揮しないと、これからの活性化と信頼回復は得られないということになれば、私は10%、1割の定数減が、あえて言えばの話なんですけれども、適当ではないかと思えます。

○委員長（熊谷寿人） 他に質疑ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ほかに質疑もないようですので、以上で平田参考人からの意見聴取を終了します。

ありがとうございました。（平田宏二参考人「ありがとうございます」と呼ぶ）

（平田宏二参考人退室）

○委員長（熊谷寿人） 次に、広島大学大学院社会科学研究科教授 森邊成一さんにお入りをいただきます。

（森邊成一参考人入室）

○委員長（熊谷寿人） ただいま参考人として、広島大学大学院社会科学研究科教授 森邊成一さんに御出席をいただきました。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

早速でございますが、地方議会における議員定数について、参考人として森邊成一さんの御意見をお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、進行方法につきましては、参考人から御意見を述べていただき、その後委員から質疑を行うこととしております。また、時間設定は、質問、お答えを含めまして30分程度を予定いたしております。

なお、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て発言をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

◎参考人（森邊成一） 広島大学の森邊と申します。本日は、意見陳述の機会を与您いただきましてまことにありがとうございます。

さきの2人が法学、経済学の立場からお話しされたと思うんですが、私は政治学の立場からお話しさせていただきたいと思っております。そして、二代表制を前提として福山市議会の議員定数がどうあるべきか意見を述べるということが、私のきょうの仕事だと理解しています。

先ほどのお話にもありましたように、地方議会は、代表機能と合議機能、2つの面から定数を考えていかなければならないかなと思えます。

それで、まず人口と議員定数の関係を見ていきますと、全国的なデータでは、大体人口30万人ぐらいまでは、人口が減るとそれに比例して議員の数も急速に減っていくと、しかし30から20万人になると、その傾斜がちょっと緩やかになって、20万人を割り込むと、人口が減っても余り議員は減らないという傾向があります。つまり、人口が減るから議員定数を減らしていいというものでもないということです。ですが、最近の議論は、人口20万より小さいところで議員定数がどれほどにすれば適切かという議論が盛んになっておりまして、江藤俊昭さんという先生が述べられていることなんです。知識を持って公共性を意識して自由に発言し、かつ少人数で深まった議論をするためには、少なくとも7~8人以上の委員が集まって議論をする必要がある。それを基礎に、予算規模500億円を超える自治体では、専門性を持ちながら行政を監視するためには4つの常任委員会を置くのがよくて、1委員会に、例えば7人の委員を置けば、四七・二十八人が適切であると。これは、人口10万とか、あるいは20万以下というようなところでは28という数字が、恐らく下限であろうということになっています。こういう考え方は、割に関係者の支持を集めているように思います。それで、それよりも小さい自治体になりますと、100億円程度予算規模が小さくなるごとに常任委員会の数を減らしていけばいいということなんです。福山市は大中核市でありますから、こういう議論とはちょっと違うことになりません。

この江藤さんの議論に従いますと、例えば広島でいいますと、廿日市市、人口約12万、予算規模で約500億円、4常任委員会を置いて、1委員会7人で四七・二十八議員、江藤説によると、廿日市ぐらいが適切かと、人口20万ぐらいまでなら32ぐらいが適切かと、こういう議論になろうかと思えます。この28とか32とかという数字は、現実の同人口規模の地方自治体の議員定数よりはやや多い数字になっています。ですから、この議論というのは、余り減らし過ぎずに一定規模を維持しましょうという中での議論なんだろうというふうに思います。

しかし、ここでは中核市福山市の議論をしなければいけませんから、そういう比較的小さな自治体で下限は幾らかみたいな議論をしても余り結論が出ないので、そこで福山市に即して6つの観点から考えていきたいと思えます。

まず、一番最初に考えられなければいけないのが福山市議会基本条例だと思えます。同条例26条は、議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけではなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政に十分反映されることが可能となるように定めなければならないとあります。これはもう、私より皆さんのほうがよく御存じなことで、申し上げること自体口幅ったいんですが、これは、ある種の訓示的、あるいは精神的な規定ですので、ここから直ちに議員定数が幾らであるべきかというふうな結論が出てくるわけではないと思えます。

しかし、制定時の議会議事録も拝見させていただきましたが、制定された議員の皆さんの最大公約数的な当時の気持ちとしては、効率性の観点から議員の数をただ減らせばいいというものではない、市民のさまざまな意見を反映させるための一定のボリュームといいますか、数が必要だと、したがって定数削減は慎重に行うべきだということだったんじゃないかと。この条文の精神的な趣旨としては、そういうのと理解するのが適切なのではないかというふうに思っています。

さらに第2項では、議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならないという努力義務規定を置いていらっしゃるわけです。もちろん市民の意見の聴取、反映に、皆さん今までもそうだったし、これからも努めていかれるというふうに思いますが、老婆心ながら一言申し上げると、その意見の聴取といったときに、アンケートみたいなことをぱっとやって受け身的にどうだというようなことは余りおやりにならないほうが——別にやってもいいんですが——いいのではないかと。むしろ市民パネルといいますか、無作為抽出で市民

に集まってもらって、そこで話し合ってもらって、福山市の定数幾らがいいかと、あるいはもうちょっと市政に関心のある、まちづくりのさまざまな活動に参加しているような、協働のまちづくりに参加しているような市民に集まってもらって、話し合ってもらって、その結論を聴取すると。その際に、恐らく受け身的にならずに議員の皆さんがその場に出て行って、議会はこういう活動してます、こういう大切な任務を負ってるんです、だからこれだけのことは必要なんですということを積極的に、むしろ説得するような形でお話になって活発に議論をされて、その結果として、市民だけ集まってどういう数がよろしいかというような話をされるのがいいと思います。市民は、どうしてもマスメディアの影響を受けてます。マスメディアをごらんになると、皆さん御存じのとおり、もう地方議員の不祥事という、ほんのわずかの一部分なんですけれども、それが全体に悪い印象を与えてるといふ現状があるので、そういう意味で世論調査のようなざっくり聞くというようなことは余りお勧めしない、これは老婆心のごさいます。

もとの本題に戻りますと、基本条例の精神は、定数削減は慎重にということなんだろうと思います。市民の皆さんの議会への参加であるとか、あるいは議員の皆さんが市民のところに出向いて行って積極的に交流、協働すると、そのことをやっていくためには一定のボリュームが必要だから、**議員定数**を削減するのは慎重にという構造になってるのかなというふうに思います。だから、そこのところ、市民との協力や協働、交流、そういうことをどう考えるかということで定数も変わってくるだろうと思います。これが、まず第1番目。

第2番目、結局、先ほどから議論も出てますが、議員1人当たりの人口はどれくらいが適切かということと言うと、客観的な根拠のある数字は誰も説明できない。それは、アメリカの国会議員の数より日本のほうが国会議員の数が多いとか、だけど人口は半分のイギリスのほうが国会議員の数は日本より多いとか、いろいろ言い出せば切りがない。根拠は示せない。

そこで、普通よく行われるのが類似団体比較です。人口40万から50万人程度の中核市をお互い比較してどうかということ、これは議会事務局の方から資料をいただきましたけれども、福山市は特段多いというわけでもなく、特段少ないというわけでもなく、ある意味非常に無難な数字だというふうに思います。ですから、現行を維持するという結論もありかなというふうに思います。

次に、先ほどのお話にもありましたが、3番目として、福山市における議員のなり手、これを考える必要があろうかと思ひます。

直近の平成28年の福山市議会選挙の立候補者数は、定数40に対して44、競争率1.1倍でした。これは、皆さんのほうがもうはるかによく御存じのことですが、平成27年の統一地方選挙における市議会議員選挙の競争率が、全国平均で1.22倍、1.22倍に対して1.1倍というのは低い数字ですから、残念ながら全国平均よりも福山市は議員のなり手が少ない市議会であると言わなければならないと思います。

ことし少し話題になったことですが、兵庫県尼崎市市議会議員選挙、尼崎は、人口46万人で福山とほぼ同規模ですが、定数42に対して立候補者61、42が当選して19が落選するという非常に厳しい選挙を戦いました。競争率で1.45倍です。尼崎市では、これだけなり手が多いわけですから、ここしばらく**議員定数**を減らすという話にはなっていないだろうと思ひます。

もちろん選挙での無投票を避けるというのは、これは至上命題で、無投票で選ばれた議員さんを市民は信頼することは難しいし、また議員の皆さんも、やはり数千名、1万人を超える人に自分の名前を書いてもらったということが皆さんの活動の一番の根源にあるところだから、選挙だけはやっぱり無投票にしてはいけないと。じゃあ、定数をうんと減らし込んでいくと無投票にな

らないからいいかという、そこも悩ましき問題で、ハードルが上がるので立候補ちゅうちょする人も出てくるかもしれない、あるいは逆に定数をふやしたからといって立候補者がふえるという保証もない。むしろその多くの市民が立候補を回避するのは別なところにあるわけで、そういうために、どの程度減らせば競争率が向上するのか、実効的な選挙になるのかということの数字を見つけることも難しいと思います。

4番目、福山市の中に議員定数を考えるときに、踏まえられべき地域のまとまりみたいなものが幾つあるか。もちろん市議会選挙は全市1区で、小選挙区ではありませんから、余りそういうことを考慮しなくてもいいのかもしれませんが、地域のまとまりの単位として、福山市の実績の中では地域まちづくり計画を進められておられるというのがユニークなところだと思います。

これも余談なんですけど、地域まちづくり計画を行政ラインのところだけで話が進むというのは、議会としては非常にもったいないと私は常々思っていて、既におやりかもしれませんが、地域まちづくり計画の策定に当たってらっしゃる市民を議会に招いて発言をしてもらおう。あるいは議員の皆さんがそちらに出向いて行って、まちづくりについての地域の課題を聞いてみる、そこで話し合ってみるという、そういう交流があるといいのであって、市の職員を通じて市長のところにはこの話がいけないというのは非常によろしくないというふうに私は思っています。

そういうまちづくりの単位が、学区、小学校数は77だと思いますが、学区でいうと80というふうになってるんでしょうか。しかし、80というのは、議員定数を考える基礎としては多過ぎる。もう少し大きな規模でいうと、中学校数が34あるというふうに思います。そうすると、今後の中学校の統廃合という問題もありますが、直感的には中学校の学区数を減るような定数削減はやっぱり問題がありそうだと、市民の感覚からしても、中学生が徒歩とか自転車で通える距離に議員の皆さんにいてほしいというのが市民の感覚なんじゃないかと思います。ですから、あえて何か根拠のある、苦しい根拠かもしれませんが、根拠のある数字を言えば、下限としては34だろうというふうに思います。

それから、5番目に議会の活動量です。

活動量といっても、公式の公的に開かれている定例会や臨時会といった会議が主に考えられているわけですが、議会の活動量から議員の適切な定数を考えようという試みがあります。それで見ますと、人口20万から30万人の一般市から中核市になるぐらいの市も、福山のような人口40万、50万人規模の中核市も、年に定例会を4回開いて、臨時会を2回開いて、大体年間平均会期日数が90日台半ば、90日から100日の間であると。議案件数で150件プラス・マイナス10件、140から160ぐらいの間におさまっていると。福山市も過去のデータ見せてもらいましたが、余り大差はないと思います。

ちなみに、政令指定都市、広島市のような場合は、議会開催日数で20日、議案で中核市などよりも100件以上年間多いと。ですから、議会の活動量でいうと、中核市と政令市の間には大きな違いがあるということです。

そうしますと、例えば人口20から30万人規模の自治体の議員定数の平均は32.5ですので、ざっと33あれば福山市の公式の議会開会日数等から考えると、活動量は確保できるんじゃないかというふうに思います。ただ、そこは皆さんが市民との協働、協力をどれほど熱心に進められるかによって、その活動量の算定、森邊はそう言ったけど、その活動量の算定はおかしいんじゃないかという批判はあると思います。

6番目、最後に将来人口の推計というお話をしたいと思います。

人口が減れば、市役所自体も、その中の一機関である議会もダウンサイジングしていくと、身の丈に合ったものに、小さなものになっていくということは、ある意味やむを得ないことです。

サービスについては、いわゆる選択と集中などを進めながら、切れないものは切れないというところはあると思いますが、全体としては人口が減れば小さくなっていく、これはやむを得ないと思います。

福山市、人口ビジョンの中に将来の人口推計があります。起点は、前回の定数改定が行われた2010年、国勢調査の実測値で46万1357人、これが起点になっていると思います。前回の定数は正が行われた人口です。それで、人口ビジョンによりますと人口は減っていくという話だったんですが、2015年の国勢調査の実測値では46万4811人で、4000人減るという予想に対して3000人ふえてました。7000人上振れしてます。ただ、ふえたところで、外国人の労働者が多いというふうな話もちよっと聞きます。

これも余談ですけど、外国人は選挙権がないから議会に代表されなくていいのかということ、これはまた別の議論としてあります。市内に住んでいて働いていて、所得があれば税金も納めている人、もちろん選挙権はないんだけど、議員の皆さんがそういう人たちの声を反映しないでいいのかという、こういうことはあるので、外国人労働者を人口に入れて考えるかどうかということといえば、入れて考えてあげるのがいいのではないかと。もっと言えば、選挙権を与える、そこまでいくと、もうちょっと議論を尽くさなければならないと思いますけれども、そういう人たちの意見も代表することが必要ではないかと思えます。

要するに、予想に比べて7000人上振れしているという現状があると。

ちなみに、福山市行財政運営方針、平成29年8月改訂版の1ページに人口推計が載ってるんですが、2010年、2015年までは実測値なんですけど、2020年から先は、2015年の実測値を踏まえない将来予想をそのまま張りつけてます。ちょっとずさんかなとは思いますが、しかし根拠のあるデータを入れるという市の職員の態度からすれば、ほかに根拠があるデータがないので、それをそのまま流用したということなんだろうと思います。余りそこは責めてもいけないと思うんですけども。

ですから、今後7000人上振れしたところで、さらに言うと国勢調査の実測の人口は、住民基本台帳の人口に比べて、福山市のような中規模都市ではやや少なくなります。これは学生が典型です。住民票は福山にありますけど、大学は関西に行ってますとか東京にありますということで、住んではいないけれど住民票はありますという方がいらっしゃる。ですから、やや住民基本台帳の人口のほうが実測値よりも上になるというふうに思います。そうすると、次の選挙時、2020年には、7000人上振れしてるということを踏まえて言うと、人口減は約5000人ぐらいと推定されると。2025年には1万6000人ぐらい減る可能性もあると。ただ、これは推定値ですから、実際にはどうなるかはわかりません。

そうしますと、きょうの木下先生の話でありましたけれども、議員1人当たりの人口を維持したとして、2020年から2024年では、現行の定数の現状を維持するか、あるいは1減が妥当なところだということだと思えます。余り将来のことを考えるというのも、もちろん将来に厳しい予測を持って立ち向かうことは必要なんですけど、しかし逆に言うと、少子化対策等、あるいは人口をふやす対策等を十分とらずに予測どおり減っていくのを傍観しているのか福山市議会という批判を、余り先走ってやると受けそうな気もいたします。そうしますと、差し当たり厳しい予測に立ちながらも対策をしっかりとって人口減少を食いとめる、それでも推計どおりに人口が減少するなら、その都度市民の意見を聞きながら議員定数の改定を行っていくのが実際的であろうと思います。余り不確かな、長期になればなるほど予測というのは外れていきますから、それを考えるというのはよろしくないだろうと思います。

結論といたしましては、決め方としては議会基本条例26条2項に従って、市民からの意見聴取、市民との討論に努めて、その際議員の皆さんは決して受け身ではないほうが私はいと思います。その上で市民の考えとすり合わせながら定数を決めていくというのがよろしいと思います。

個人的には、私の個人の意見ですが、26条第1項の精神からすれば、定数を減らすのは慎重に、類似団体比較を見ても福山市は穏当な定数であると。しかし、議員のなり手、選挙の実質的な競争率からいうと、現状維持せよとは言いつらい点もあると。市内の狭域、狭い地域のまちづくりの単位数からは、下限としては中学校数34、議会の活動量から考えればその34でもやっていけそうな気はするという事です。やはり議会の憲法である基本条例が大切だという見地に立てば、人口減を考えて、定数1減が合理的な根拠にある数字と言えるのではないかと。そして、基本条例の改正も含めて抜本的に合理化、効率化を図るという違う観点で市議会のあり方を考えるというのであれば、下限34という数字にも、苦しいですが一定の根拠があるかと思えます。

くどくど申し上げましたが、現実的な提案としては、人口減少に合わせて1減がある種合理的な根拠の示せる数字であろうかと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（熊谷寿人） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。早川佳行委員。

◆（早川佳行委員） ありがとうございました。

聞き逃したかもわかりませんが、福山市が前回の例をとられて44人の立候補で定数が40、1.1と、それに対して尼崎市が42の定数で61人立候補されて、倍率1.45倍ですね。福山市、僕は今6期出てるんですけども、ずっと投票率が下がってる。戦後の立候補者は、たしか100人近い人が、定数は忘れましたが、そういう時代もあって、立候補者数も恐らく定数に伴ってずっと下がっていったと思うんです。それはともかく、福山市の1.1に対して1.45というのはすごい差があると思うんですけれども、先生はその辺をどう、答えは言われたかどうかかわかりませんが、分析されてるか、詳しいことを教えてもらいたいのが1つと。

それから、福山市は合併によって520平方キロという、これはいろいろ即答は難しいと思うんですけれども、520平方キロあって、南北が40キロから上あって、島嶼部、いろいろあるんですけれども、そういう区割りとかというような考え方というのは、先生はどう思われているか。個人的に、僕としてみれば考えはないんですけども、人口が47万とはいいいながら、長く生きていくと人間関係が結構あちこちにあるんで、今のままでも仕方がないかなとは思いますが、先生、個人的にはどういう考え方をその辺はされているか聞かせてください。

◎参考人（森邊成一） 2つ御質問をいただきました。ありがとうございます。

まず、尼崎市ですが、その尼崎というのは、ちょっと福山と似ているところがあって工業都市で、特に大気汚染問題というのが、高度成長期、非常に深刻でした。そこで、住民運動なんかも盛んで、その関係で市民運動が今日に至るまで盛んな地域です。ですから、そういう市民のいろんな活発な地域の中での活動を反映して、議会にも出てみたいという人が多いということ。それからもう一つは、関西なので大阪維新の会という、余り悪口を言うのは控えますが、カープファンとしては大阪維新の会も阪神タイガースも余り好きじゃないという、まあその程度の話なんですけど、今のはジョークですので真にとらないでください。ちょっとカープが優勝したので、うれしく思っておる次第でございます。

要するに、公明党や共産党などの都市に強い政党に加えて大阪維新の会という政党も出てきて、そういう中で自民党さんなんかも本格的に組織を整えて対応しないと勝てないというようなこともあって、政党や、あるいは政党に所属する議員というのは結構多くて、政党間の競争というのも議会の選挙を活発化させている要因としてあるだろうというふうに思います。ある意味、市民活動がどれほど活発であるか、そして政党というものがどれほど活発で競争意識が強いかということ、政党が強過ぎるといのもいいかどうかということについては議論があり得るかと思いますが、尼崎の場合は、政党の競争が厳しいので立候補者も多いということだろうと思います。

福山に即して言いますと、議員の皆さんが、市民との協力、協働を進められて、市民に近い存在で、ある種若い人にとっては議員になりたいと思わせるようなそういうロール、役割を地区の中で果たしてもらえると、若い人なんかも議員になりたいというふうに思う人が出てきていいんじゃないかなというふうに思います。これが、雑駁ですが1点目。

2点目、合併後、地域が広がって区割りということなのですが、これも非常に悩ましい問題です。国のレベルで考えてみるとよくわかると思うんですが、島根や鳥取に参議院の議席1議席を割り当てるのがいいか悪いかと、地域の声を大切にするために議席を割り当てたときに、1票の格差とか重みということについての平等が崩れることをどう考えるかという、地域の声を大切にしたいというのと、しかし人間はみんな1票は平等じゃないかという、この対立する2つの考え方の中でどうバランスをとっていくかというのは非常に難しいわけです。ですから、福山市の中でも、吸収合併された小さな地域の声をどう反映させていくかというのは課題なんですけれども、じゃあ合併特例みたいなことをずるずる続けるのがよいかと言われると、そうすると福山市の市民の中に1票の格差が生じるけれども、それでいいんですかという話にもなって、悩ましいところであると思います。

現行の制度を、全市1区を、政令市の場合は各区に分けてるわけですが、幾つか区割りするというのは一つの考え方かと思いますが、そこまで踏み込むと私に与えられている課題を行き過ぎかなと思いますので、現行の制度のもとで言えば、特に地域を区割りをせず、むしろその地域でまちづくりを考えられている市民のところに行って、そういう人たちの声を議会の中に反映させるという活動に、力をぜひ注いでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） 中安加代子委員。

◆（中安加代子委員） 先生、具体的に、維持か1減っておっしゃいましたけど、維持だけじゃなくて、1減っているふうにおっしゃった、いろいろ御説明があったからその中に入っているんですが、端的にその1減の理由を。

◎参考人（森邊成一） 端的に、2020年、人口推計では、前回定数は正のときを起点とすれば5000人ぐらい人口は減っていそうだと。さらに、任期が終わった1年後の2025年という1万6000人ぐらい人口は減っていそうだと。そうすると、人口1万3000人当たり1人ぐらいの今定数だと思うのですが、現状維持か1減ぐらいが、その人口推計のところでは適切んじゃないかというふうに思います。

◆（中安加代子委員） じゃあ、人口に対してっていうことですね。

◎参考人（森邊成一） そうです。これは、冒頭の木下先生がお話しになったように、人口に比例して議員定数がある時点で振り分けた、それを変更するんだったら皆さんのほうに相当大きな説明責任がありますよというお話で、ただ、人口は減っていくんだから仕方がないですよとい

うのは一つの説得的な理由だと思うので、1減なら根拠のある数字を、近い将来なのである程度示せるのではないかと思いますということです。

一応結論をつい言ってしまいたいという、学者は余りそういうのはいけないとされてるんですけど。

◆（中安加代子委員） よくわかりました。

○委員長（熊谷寿人） 塚本裕三委員。

◆（塚本裕三委員） 先生、地方自治史が専門ということで聞きたいんですけど、もともと地方議会が始まって、そのときに議員の定数というのが議論されたんじゃないかと思うんですけども、そのルーツというのはどういうところがあったんでしょうか。

◎参考人（森邊成一） これは、余り確たる根拠がないんです。戦後、地方自治法が1946年昭和21年にできたときに、結局、戦前の市制町村制という古い制度をほぼ引き継いで定数を決めています。その制度も、さかのぼっていきますと明治時代に国が定めた議員定数です。これも余り確たる根拠なく明治の政府はつくってるんですが、都道府県で最低で40議席割り当てましようということで、人口段階に応じて、かつてありました法定定数のような形で人口を割り振ってました。それがずっと長年続いてきますと、それが当たり前というふうには人はいいますので、それが、明治につくられたものが余り大きく変更されずに、太平洋戦争が終わった後も引き継がれて今日まで来ているということです。

法定定数というのは、20世紀になってなくなりましたけれども、基礎となる数というのは、もう明治時代から続いているのが何となく続いているところだと思います。

○委員長（熊谷寿人） 法木昭一委員。

◆（法木昭一委員） いろいろと参考になる意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。

特に中学校区単位というお話をいただいたときに、これはもう全く今まで思ったことがなかったので、目からうろこかなという思いで聞かせていただいたんですが、お三方に話を伺って3人目ということで、少し本論から外れるかもわからないんですけども、参考意見としてお伺いしたいんですが、今議員のなり手という話がありました。一方で、投票率という話もちろんあるし、なり手がふえれば投票率も上がるかなということもあるだろうと思いますし、一方で福山市の場合には、福山市に限って言うと、市長選挙と別選挙ということで、近隣の投票率が若干高いところは議員の選挙と市長の選挙が一緒ということもあるので、そこらあたりも加味して検討しなければいけないんだろうとは思いますが、子どもたち、学生さんたちの政治に対するかわり方ということで少しお聞かせいただきたいんです。

というのも、議員として街頭募金等で街頭へ立つことも結構あるんですが、押しなべて私が感じる感想として、小学校入学前から小学校の低学年ぐらいまでのお子さんは、そういう活動をしていると、興味を持って寄ってくるんです。これが小学校高学年ぐらいから中学校ぐらいになると、どうも子どもたちが寄っていかうとしても親が引きとめたりということで、そういう政治的なというか、社会的な活動に対してどこからかしらセーブがかかるという感じがしてならないんです。そういう子どもたちがだんだん大きくなっていくにつれて、小さいころの政治に対する、あるいは社会的な動きに対する目の輝きがだんだんだんだん減少していくとか、衰退していくとか、そんなことが日本の全体的な教育の中で、政治に対するかわり、あるいは関心ということに、個人的な意見なんですけども、つながっているのかなという気が若干してならないんです。

きょうの話の中でも、さっきの福山大学の平田先生、49名の学生のうち12人手を挙げたけれども、あとは無関心だったというような話もされたんですが、大学生、高校生、高等教育の中で政治に対するかかわりとか関心とか、子どものときからのいろんな好奇心がどうつながっているのかなという思いがするんですけど、そのあたり、大学で教鞭をとっていらっやって、子どもたちの政治に対するかかわり、思いの変遷というか、経歴というか経過というか、そういうことについてどのような感想をお持ちなのか、もしあるようでしたら少しお聞かせいただきたいなというふうに思うんですけども。

本論と離れて申しわけないんですが、お三方の話を聞いての思いということで。

◎参考人（森邊成一） 思いということで申し上げますと、学校での生徒会活動であるとか学級活動であるとか、そういうところでリーダーシップをとるっていうことを、先生方、そういう出てきてリーダーシップをとりたいていう子どもをもうちょっと応援して育ててあげることが必要なんだろうと思います。これも、教育の専門家じゃないですので雑駁な意見です。

もうちょっと自分の専門に近いところで申し上げますと、やはり18歳選挙権で、18歳のところだけは大きく変わったというふうに思います。従来20代、選挙権持ってすぐのところの投票率って非常に低かったです。ひどいところでは2割とかそういう数字も出てました。ただ、今回比較的、4割程度ぐらいまでは全国でたしか復活したんじゃないかと思います。それは、18歳選挙権になるということを前提に、高校で、あなた方選挙権あるんだよと、投票所ってこういうところだよと、候補者がこういうふうに出ていって、こういうふうにしてあなたの投票したい候補者を選ぶんだよっていう、そういうハウツーも含めてちゃんと高校で教えたところでは、もちろん十分な成果ではないけれどもやっぱり大きな成果が出ているというふうに思います。そういう意味で、もちろん政治的、党派的にはならない形で、選挙に参加するということは大切なんだということを高校でちゃんと教えるっていうことが必要で、時々地方議員の皆さんが教育委員会に、教え方がおかしい、ゆがんでるとかっていうふうにおっしゃるというようなこともメディアをにぎわしたこともありましたが、寛容な心で教師の、もちろん偏向してるのはよくないですから、余りにもひどい事例は批判すべきだと思いますけれども、寛容な気持ちで、ぜひ高校における有権者教育みたいなことを見守って、あるいは議会の皆さんから応援してあげてほしいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ほかに質疑もないようでありますので、以上で森邊参考人からの意見聴取を終了いたします。

ありがとうございました。（森邊成一参考人「ありがとうございました。失礼いたします」と呼ぶ）

（森邊成一参考人退室）

○委員長（熊谷寿人） 以上で、本日出席いただいた参考人からの意見聴取を終わります。

委員の皆様をお願いいたします。

今後の日程でございますが、本日参考人からお聞きしました御意見等を踏まえまして、改めて各党派で御議論をいただき、会派内での御意見を最終集約していただきました上で、通常11月下旬に開催いたしております当委員会におきまして協議をいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。早川佳行委員。

◆（早川佳行委員） 今言われた先生の参考意見というのは、事務局でいのようにまとめをしてもらえるんですか。

○委員長（熊谷寿人） 事務局長，きょうの意見の要約を……。

◎議会事務局長（佐藤洋久） 要約筆記のようなところで，なるべく早いうちにお渡しをできるように取り組みたいと思います。

○委員長（熊谷寿人） じゃあ，早川委員，そういうことでよろしく願いいたします。

じゃあ，11月下旬の開催ということで，御協議をしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは，そのようにさせていただきます。

△閉会中における所管事項調査の決定について

○委員長（熊谷寿人） 次に，閉会中の所管事項の調査についてお諮りいたします。

委員長としては，1. 議会の運営に関する事項（臨時会を含む），2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項，3. 議長の諮問に関する事項，以上の3項目を考えておりますが，いかがいたしましょうか。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） それでは，先ほど申し上げた3項目に決定いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め，そのように決定させていただきます。

○委員長（熊谷寿人） 以上であります。委員さんのほうで何かありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので，本日は，これをもちまして散会いたします。

午前11時51分散会

委員会条例第65条の規定により，ここに署名する。

議会運営委員会委員長

福山市議会議会運営委員会記録

2017年(平成29年)11月24日(金)

本日の会議に付した事件

(1) 所管事項調査

- ① 議会の運営に関する事項
 - ② 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - ③ 議長の諮問に関する事項
-

出席委員

委員	喜田紘平
委員	大塚忠司
委員	榊原則男
副委員長	土屋知紀
委員	今岡芳徳
委員	中安加代子
委員	塚本裕三
委員長	熊谷寿人
委員	法木昭一
委員	稲葉誠一郎
委員	早川佳行

議長	小川眞和
副議長	池上文夫

説明のため出席した者の職氏名

総務部長兼選挙管理委員会事務局参与	藤井康弘
総務課長	高田幸恵

午前9時30分開会

○委員長(熊谷寿人) ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長(熊谷寿人) これより所管事項調査に入ります。

△議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項及び議長の諮問に関する事項

○委員長（熊谷寿人） 1. 議会の運営に関する事項, 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項, 3. 議長の諮問に関する事項の3件を一括議題といたします。

まず、12月1日に招集されます定例会の審議日程及び会期等についてお諮りいたします。

事務局長より説明いたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、お手元の平成29年第6回定例会審議日程（案）により御説明を申し上げます。

まず、12月1日午前10時から本会議を開いていただき、会期の決定、委員長報告及び市長提案説明をお願いいたします。

2日から7日までの6日間は、休会とさせていただきます。

また、6日午前10時から議会運営委員会を開いていただき、一般質問の順序及び質問日等について御決定をお願いいたします。

8日及び11日から13日までの4日間で一般質問をお願いいたします。

そして、13日の一般質問の後、予算特別委員会を設置していただきまして、予算関係議案を付託、予算を除く他の議案につきましては、各常任委員会に付託をお願いいたします。本会議終了後、直ちに予算特別委員会を招集していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

14日午前10時から常任委員会を開いていただき、条例等の審査をお願いいたします。

15日及び18日の2日間、予算特別委員会を開いていただき、予算審査をお願いいたします。

そして、20日午前10時から議会運営委員会を、午後1時から本会議を開いていただき、常任、予算の委員長報告をお願いいたします。

したがって、会期は12月1日から12月20日までの20日間と定めさせていただきます。

なお、発言通告期限につきましては、12月5日午後1時までとさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） ただいまの説明について質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、審議日程及び会期等については、お手元の案のとおり決定いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、審議日程及び会期等については、案のとおり決定させていただきます。

この際、議長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○議長（小川真和） 神原真志議員から、本会議等において酸素吸入器の使用の申し出が、また瀬良和彦議員から、本会議等においてつえの使用の申し出がありますので、それぞれ許可いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） 次に、議案等の審議方法についてお諮りいたします。

事務局長より説明いたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、お手元の議事日程によりまして御説明を申し上げます。

日程に入るに先立ちまして、2017年平成29年8月分及び9月分の例月出納検査結果の報告があります。

次に、日程に入りまして、日程第1 会議録署名議員の指名の後、日程第2 会期の決定をしていただきます。

次に、日程第3 委員長報告につきましては、議第95号平成28年度福山市一般会計歳入歳出決算認定についてから議第106号平成28年度福山市財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの12件について、一般・特別会計決算特別委員長から御報告をしていただくものでございます。

次に、日程第4 報第21号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告についてを報告していただきます。

次に、日程第5 議第107号平成29年度福山市一般会計補正予算から日程第15 議第117号市道路線の認定についてまでの11件につきましては、一括議題として市長から提案理由の説明をしていただきます。この質疑につきましては、審議日程のとおり、12月8日からの一般質問において行っていただきたいと思います。

一般質問が終わりました段階で、日程第5 議第107号平成29年度福山市一般会計補正予算から日程第7 議第109号平成29年度福山市後期高齢者医療特別会計補正予算までの3件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置していただき、これに付託の上、御審査をお願いいたしたいと思います。

また、日程第8 議第110号福山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程第15 議第117号市道路線の認定についてまでの8件につきましては、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ付託の上、御審査をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） ただいまの説明について質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、議案等の審議方法については、ただいま説明のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、ただいま説明のとおり決定させていただきます。

次に、一般質問の順序についてお諮りいたします。

お手元にお示ししております順序案のようにお願いいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、順序案のとおり決定させていただきます。

この際、理事者のほうで追加議案の予定等があれば報告をお願いいたします。

◎総務部長兼選挙管理委員会事務局参与（藤井康弘） 今後の提出予定案件といたしましては、条例案件といたしまして、福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正についてを初めとした2件、また人事案件といたしまして、人権擁護委員の候補者を推薦するにつき意見を求めることについてを予定いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） 次に、一部事務組合議会等の日程について、事務局長より報告いたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、一部事務組合議会等の予定につきまして御報告いたします。

お手元に配付いたしております一部事務組合議会等の日程のとおり、12月19日に福山地区消防組合議会が、また2月14日に広島県後期高齢者医療広域連合議会がそれぞれ予定されていると伺っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） 次に、議長から諮問を受けております福山市議会の議員定数についてであります。

去る9月25日の委員会では、参考人から御意見等をお聞きし、これを踏まえて改めて各会派での御議論をお願いいたしております。各会派の最終的な御意見をお願いいたしたいと思っております。

まず、水曜会からお願いをいたします。早川佳行委員。

◆（早川佳行委員） 水曜会は、去る10月30日総会を開催し、議会運営委員会における参考人意見の概要を参考に議員定数について意見を求めました。議員定数については、削減やむなしとの意見が出ました。具体的には、議員定数削減は議員生命に直結する重要な問題であるが、人口減少の到来が現実味を帯びた今日、率先して議会改革や活性化に取り組む必要があり、そのために定数削減やむなしとの意見が多数を占めました。

なお、定数削減数については、2減案と4減案が述べられ、2減案が多数を占めました。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） 次に、公明党。塚本裕三委員。

◆（塚本裕三委員） 議員定数についての議長からの諮問について、公明党の意見を述べます。

本市議会の議員定数については、平成22年6月に、平成24年4月の一般選挙から40人と定めております。そして、本諮問は、現実味を帯びてきた人口減少社会の到来の問題に取り組むため、議会の権能を十分発揮する中で、議会改革や活性化に取り組む必要があり、福山市議会議員の定数についての内容であります。この趣旨を踏まえ、本議会運営委員会における参考人意見も考慮し、議員定数については現定数40人から2人減ずることはやむなしと考え、公明党の意見とします。

○委員長（熊谷寿人） 次に、誠友会。稲葉誠一郎委員。

◆（稲葉誠一郎委員） 9月25日に開催された議会運営委員会において、3人の参考人の方々に意見を聞かせていただき、再度会派で会議を開きました。さまざまな意見が出ましたが、今後人口減少社会を迎えることが避けて通れない状況を考えて、議会みずからが率先し行財政改革にも取り組むという趣旨で、定数を減ずることが望ましいのではないかと結論になりました。また、定数を減ずるにおいては、参考人の方の意見にもあったように、住民の代表機関であり、かつ議事機関である地方議会の機能を十分果たすため、今まで以上に市民の方々と接する機会をふやすよう努力することを申し合わせました。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） 続きまして、市民連合。法木昭一委員。

◆（法木昭一委員） 福山市議会の議員定数については、この間議会運営委員会での参考人の意見なども参考に、会派での議論を重ねてきた。その結果、市民の意見を議会に反映するという基本からして現状が望ましく、削減については慎重であるべきだとの意見もあるが、一方で、議会の活性化や議会での議論の透明化や積極的な公開、市民意見の積極的な聴取など、不断の努力を重ねることにより議会機能の向上を図ることを不断に追求することを前提に、人口減少など所要因に対応した議員定数のあり方を検討することも必要であるとの意見もあり、市議会の総論として定数削減に合意するならばやむを得ないとの結論に至っている。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） 続きますして、日本共産党。土屋知紀委員。

◆（土屋知紀委員） 福山市議会議員定数について、日本共産党福山市議団の意見を述べます。

二元代表制のもと、地方議員は議会と行政に市民の意見を届けるとともに、行政、市長の市政運営を市民の立場から監視、チェックする重要な役割を担っております。したがって、議員定数は市民の多様な意見をより正確に反映させることができる規模が必要だと考えます。我が党は、福山市の議員定数は最低でも現行の40名を堅持し、むしろ定数はふやすべきだと結論に至りました。その理由は、次に述べる3点のとおりです。

まず第1に、市議会議員は市民と議会のパイプ役として市民の声や要望に耳を傾けるべきですが、平成の合併を通じ、現状では周辺部や編入地域の議員数は大幅に減少し、旧内海町からは一人も議員が選出されていないという状況です。これでは、市民の声が議会に届きにくくなり、議会や市政が市民から遠いものとなってしまいます。福山市議会基本条例第10章第26条には、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分反映させることが可能となるよう定めなければならないと明記されておりますが、これに反するのが現状です。

第2に、人口比率を見ても、福山市の議員定数は少なくなっています。かつて議員定数が40名となった1992年の人口は、36万981人でした。提出された議員定数参考資料に示された1974年以降の議員定数の変遷は、現行の40人は議員1人当たりの人口1万1660.6人ですが、過去最多の人口であり、最も少ないときの1.78倍に達しております。この間、芦田町、駅家町、加茂町、内海町、新市町、沼隈町、神辺町を編入し、それぞれの自治体の議会はなくなりました。そして、その間、市域は1974年当時の246.09平方キロメートルから現行の518.14平方キロメートルと2.11倍にも広がっております。人口もふえ、市域も広大となったのに、それに伴う議員数とはなっておりません。また、中核市の中でも、議員1人当たりの人口は上位9番目に多く、全体平均と比較しても議員数が少ないのが特徴です。

さらに、連携中枢都市圏内での比較では、議員1人当たりの人口は、一番少ない神石高原町の15倍以上であります。この現状に見合った議員定数が求められます。そのため、今後将来人口減少となるとの理由による定数の削減との議論は、実際の人口動向をもとに必要な時期に議論すべきものと考えます。

第3に、参考人意見から定数削減には慎重意見が出されたことです。本年9月25日、議会運営委員会において3人の参考意見の聴取が行われました。木下和朗参考人の意見は、議員定数を定める際には人口との適切な均衡という憲法上の要請が最も重要であるとしていますが、全国状況から見て現行定数は決して多くなく、適正と考えられます。また、同氏は、議員定数が減るにもかかわらず多様な民意を基盤とした議会活動が活性化するという成果を、議会は着実かつ具体的に示す必要があると発言されましたが、その具体的内容についてはまだ議論をされておられません。さらに、面積要件について、同氏は、広いところであればそれなりの数がどうしても必要になる、広ければ一般的にはむしろ議員さんがいたほうがよいという理論になってくると述べられました。これらの意見は重要な指摘です。

平田宏二参考人は、前半では、いろいろ考えても解はない、決め手ははっきり言ってなかなか探しようがないと述べられ、後半の主張は、議会で議論いただきたいと述べていました。そして、あえて言えばどの前提のもと、1割の定数減が適当ではないかと思うと主張されましたが、そのような科学的かつ合理的根拠が示されませんでした。重点を置かれたのは、議会の活性化と信頼回復の必要でありました。

森邊成一参考人は、福山市議会基本条例26条第1項の精神からすれば、定数を減らすのは慎重に、類似団体比較を見ても福山市は穏当な定数であると言明されました。そして、人口減少に合わせて1減がある種合理的な根拠の示す数字であろうかと思うと述べられました。ところが、この1減は、将来の人口減少に合わせてということなので、現在1万人以上の人口減少が見込まれない中では、適切ではないと考えられます。

このように、3人の参考人の意見は、いずれも積極的定数減は示されず、現行でも不都合はない、現行でも妥当であるということであります。

以上に述べた諸点から、日本共産党福山市議会議員団の結論は、少なくとも現行の定数40名を堅持することが必要だと考えます。さらに、市民意見の反映という観点からは、増員を検討すべきことを主張いたしまして、意見表明といたします。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） 次に、新政クラブ。大塚忠司委員。

◆（大塚忠司委員） 我が会派は、人口減少の推計から、議員定数を削減することについて理解をしてるところです。8月の当委員会で申しましたとおり、削減数については多くの意見に従うこととしており、そのことを前提にしながら、9月の参考人の意見も参考に削減数について議論もしてきたところです。参考人の意見では、人口減に先行して削減するときは抽象的な見通しでは不十分とした意見や、委員会の機能といった意見もありました。これらを加味し、削減数については2減が妥当ではないかといったところでまとまりました。

以上です。

○委員長（熊谷寿人） それでは、各会派の御意見をお聞きいたしましたので、皆様方の御意見をもとにいたしまして、正副委員長で議長への答申案を作成させていただき、改めて答申案についてお諮りいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（熊谷寿人） 以上であります。委員さんのほうで何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、本日は、これをもちまして散会いたします。

午前9時50分散会

委員会条例第65条の規定により、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

福山市議会議会運営委員会記録

2017年(平成29年)12月20日(水)

本日の会議に付した事件

- (1) 本会議における審議方法について
 - (2) 人事案件について
 - (3) 議長の諮問に関する事項について
 - (4) 閉会中における所管事項調査の決定について
-

出席委員

委員	喜田紘平
委員	大塚忠司
委員	榊原則男
副委員長	土屋知紀
委員	今岡芳徳
委員	中安加代子
委員	塚本裕三
委員長	熊谷寿人
委員	法木昭一
委員	稲葉誠一郎
委員	早川佳行

議長	小川眞和
副議長	池上文夫

説明のため出席した者の職氏名

市長	枝廣直幹
総務部長兼選挙管理委員会事務局参与	藤井康弘
総務課長	高田幸恵

午前10時開会

○委員長(熊谷寿人) ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長(熊谷寿人) この際、議長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○議長（小川眞和） 去る12月13日の本会議において、石岡議員の発言について議事録精査の議事進行の発言があり、議事録精査をいたしました結果、一部不適切な部分がありましたので、その部分については発言の取り消しをさせていただきます。

このことについては、日程第1 会議録署名議員の指名の後に報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

△本会議における審議方法について

○委員長（熊谷寿人） まず、本日の本会議における審議方法についてお諮りいたします。事務局より説明いたします。

◎議会事務局長（佐藤洋久） それでは、お手元の議事日程によりまして御説明をさせていただきます。

日程に入るに先立ちまして、2017年平成29年10月分の例月出納検査結果の報告があります。

次に、日程に入りまして、日程第1 会議録署名議員の指名をさせていただきます。

次に、日程第2 委員長報告につきましては、議第107号平成29年度福山市一般会計補正予算から議第126号福山市一般職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでの20件につきましては、それぞれ委員会において御審査いただいておりますので、各常任委員長及び予算特別委員長から順次御報告をお願いいたします。

次に、日程第3 議第127号人権擁護委員の候補者を推薦するにつき意見を求めることについては、市長から提案理由の説明をいただき、質疑の後、委員会付託を省略の上、討論、表決をお願いいたしたいと思っております。

次に、日程第4 所管事務等の調査については、お手元にお配りしております閉会中における所管事務調査のとおり、各常任委員長からそれぞれ申し出がありましたので、これを許可していただくものでございます。

なお、議会運営委員会の閉会中における所管事項の調査につきましては、後ほど決定していただきまして、あわせて許可をしていただくこととなります。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） ただいまの説明について質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） ないようでありますので、審議方法については、ただいま説明のとおり決定いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御異議なしと認め、ただいま説明のとおり決定させていただきます。

△人事案件について

○委員長（熊谷寿人） この際、市長から人事案件について発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎市長（枝廣直幹） 今回提案いたします人事案件について御説明を申し上げます。

人権擁護委員としてお務めいただいております岡部正顕さん、田中邦男さん、吉岡美紀さん、清光道子さん、岡峰信子さん及び寺岡美代子さんの任期が満了することに伴い、再びそれぞれの方を人権擁護委員の候補者として推薦いたすとともに、牧本澄子さんの任期満了に伴い、その後任として猪原 巧さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいと考えるものであります。

岡部正顕さんは、市内沼隈町に居住され、現在、宗教法人南泉坊の住職として活躍されております。

田中邦男さんは、市内青葉台二丁目に居住され、広島県立府中東高等学校就職支援教員などを歴任され、現在、福山市地域包括支援センター運営協議会委員として活躍されております。

吉岡美紀さんは、市内横尾町一丁目に居住され、福山市立中央中学校PTA会長などを歴任され、現在、福山市中央青少年育成委員協議会副会長などとして活躍されております。

清光道子さんは、市内久松台二丁目に居住され、福山市立幕山小学校校長などを歴任されております。

岡峰信子さんは、市内日吉台三丁目に居住され、福山市嘱託職員として長年社会教育に携わってこられました。

寺岡美代子さんは、市内沼隈町に居住され、福山市立鞆小学校校長などを歴任されております。

猪原 巧さんは、市内御門町三丁目に居住され、現在、福山市嘱託職員として社会福祉に携わっておられます。

いずれの方も人格、識見が高く、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として御就任いただくことが適当と考え、推薦をいたすものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

△議長の諮問に関する事項について

○委員長（熊谷寿人） 次に、議長の諮問に関する事項を議題といたします。

福山市議会の議員定数についての答申案についてお諮りいたします。

去る11月24日の委員会においてお伺いいたしました各会派の最終的な御意見をもとに、正副委員長において、お手元に配付させていただいております内容で議長への答申案を作成させていただきました。

事務局より読み上げさせていただきます。

◎議事調査課長（北川光明） それでは、答申案文につきまして朗読をさせていただきます。

2017年平成29年12月20日。福山市議会議長小川眞和様。福山市議会議会運営委員会委員長熊谷寿人。

福山市議会議員の定数について、答申案。

2017年平成29年6月12日本委員会に諮問された、福山市議会の議員の定数について、次のとおり答申する。

福山市議会の議員定数については、現状の40人から削減はやむを得ないという意見と、現状を堅持し、むしろ増とすべきとの意見に分かれ、意見の一致には至らなかった。

なお、調査及び検討の経過並びに各会派の意見は次のとおりであった。

1、調査及び検討の経過。

本委員会は、2017年平成29年6月12日、福山市議会議員定数について議長から諮問を受けた。中核市の議員定数等に関する資料を示し、9月25日、学識経験を有する3人の参考人を招致し参考意見を求め、11月24日、各会派の意見を求めた。

2、各会派の意見。

水曜会、所属議員数15人。

議員定数削減は議員生命に直結する重要な問題であるが、人口減少社会の到来が現実味を帯びてきた今日、率先して議会改革や活性化に取り組む必要があり、そのために定数削減はやむなしとの意見が多数を占めた。

削減数については、2減案と4減案が述べられたが、2減案が多数を占めた。

公明党、所属議員数7人。

本市議会の議員定数については、平成22年6月に、平成24年4月の一般選挙から40人と定めている。

本諮問は、現実味を帯びてきた人口減少社会の到来という問題に取り組むため、議会の権能を十分に発揮する中で、議会改革や活性化に取り組む必要から、本市議会の定数について諮問されたものである。

この趣旨を踏まえ、また議会運営委員会における参考人意見も考慮し、議員定数については、現定数40人から2人減ずることはやむを得ないと考える。

誠友会、所属議員数5人。

今後、人口減少社会を迎えることが避けて通れない状況を考えると、議会みずからが率先し行財政改革に取り組むという趣旨から、議員定数を減ずることが望ましい。また、定数を減ずるに当たっては、参考人意見にもあったように、住民の代表機関であり、かつ議事機関である地方議会の機能を十分果たすため、今まで以上に市民と接する機会をふやす努力が必要である。

市民連合、所属議員数4人。

議員定数については、参考人の意見なども踏まえ会派での議論を重ねてきた。その結果、市民の意見を議会に反映するという基本から現状が望ましく、削減については慎重であるべきとの意見がある一方、議会の活性化、議会での議論の透明化や積極的な公開、市民意見の積極的な聴取など、不断の努力を重ねることにより議会機能の向上を図ることを不断に追及することを前提に、人口減少など諸要因に対応した議員定数のあり方を検討することも必要であるとの意見もあり、市議会の総論として定数削減に合意するならばやむを得ない。

日本共産党、所属議員数4人。

二元代表制のもと、地方議員は、議会と行政に市民の意見を届けるとともに、行政、市長の市政運営を市民の立場から監視、チェックする重要な役割を担っている。したがって、議員定数は、市民の多様な意見を、より正確に反映させることができる規模が必要である。日本共産党福山市議会議員団は、本市の議員定数は最低でも現行の40人を堅持し、むしろ定数はふやすべきだと考える。

その理由は、第1に、市議会議員は市民と議会のパイプ役として、市民の声や要望に耳を傾けるべきであるが、平成の合併を通じ、現状では周辺部や編入地域の議員数は大幅に減少し、旧内海町からは1人の議員も選出されてない状況である。これでは市民の声が議会に届きにくくなり、議会や市政が市民から遠いものとなってしまふ。福山市議会基本条例第26条には、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分反映させることが可能となるよう定めなければならないと明記されているが、これに反する現状である。

第2に、人口比率を見ても、本市の議員定数は少なくなっている。かつて議員定数が40人となった1992年の人口は、36万981人であった。議員定数参考資料に示された1974年以降の議員定数の変遷を見ると、現行の40人は、議員1人当たりの人口が1万1660.6人であるが、過去最多の人口であり、最も少ないときの1.78倍にも達している。この間、芦田町、駅家町、加茂町、内海町、新市町、沼隈町、神辺町を編入し、それぞれの自治体の議会はなくなった。市域は、1974年当時の246.09キロ平方メートルから、現行518.14平

方キロメートルとなり、2.11倍にも広がっている。人口もふえ、市域も広大となったのに、それに伴う議員数にはなっていない。中核市の中でも、議員1人当たりの人口は上位9番目に多く、全体平均と比較しても議員数が少ない状態である。

さらに、連携中枢都市圏内での比較では、議員1人当たりの人口は、一番少ない神石高原町の15倍以上である。この現状に見合った議員定数が求められる。そのため、今後将来、人口減少となるとの理由による定数の削減の議論は、実際の人口動向をもとに必要な時期に議論すべきものである。

第3に、参考人意見から定数削減に慎重意見が出されたことである。本年9月25日、議会運営委員会において3人の参考意見の聴取が行われた。木下和朗参考人の意見によれば、議員定数を定める際には、人口との適切な均衡という憲法上の要請が最も重要であるとしているが、全国的な状況から見て現行の定数は決して多くなく、適正と考えられる。また、議員定数が減るにもかかわらず、多様な民意を基盤とした議会活動が活性化するという成果を、議会は着実かつ具体的に示す必要があると発言したが、その具体的内容については、まだ議論をしていない。さらに、面積要件について、広いところであればそれなりの数がどうしても必要になる。広ければ、一般的にはむしろ議員がいたほうがよいという理論になってくると述べている。これらの意見は重要な指摘である。

平田宏二参考人は、前半では、いろいろ考えても解はない。決め手は、はっきり言ってなかなか探しようがないと述べ、後半の主張は議会で議論いただきたいと述べていた。そして、あえて言えばとの前提のもと、1割の定数減が適当ではないかと思うと主張したが、そのような科学的かつ合理的根拠は示されなかった。重点を置いたのは、議会の活性化と信頼回復の必要性であった。

森邊成一参考人は、福山市議会基本条例第26条1項の精神からすれば、定数を減らすのは慎重に。類似団体比較を見ても、福山市は穏当な定数であると言明した。そして、人口減に合わせて1減が、ある種合理的な根拠の示せる数字であろうかと思うと述べられた。ところが、この1減は将来の人口減少に合わせてということなので、現在1万人以上の人口減少が見込まれない中では、適切ではないと考えられる。

このように、3人の参考人の意見はいずれも積極的定数減は示されず、現行でも不都合はない、妥当であるということである。

以上に述べた諸点から、日本共産党福山市議会議員団の結論は、少なくとも現行の定数40人を堅持することが必要だと考える。さらに、市民意見の反映という観点からは増員を検討すべきことを主張する。

新政クラブ、所属議員数3人。

人口減少の推計から、議員定数を削減することについて理解をしている。削減数については、多くの意見に従うということを前提に、参考人の意見も参考に議論してきたところである。参考人の意見では、人口減に先行して削減するときは、抽象的な見通しでは不十分とした意見や、委員会の機能という意見もあった。これらを加味し、削減数については2人減が妥当ではないかとのことで一致した。

以上でございます。

○委員長（熊谷寿人） ただいまの答申案について、御質問等があればお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（熊谷寿人） 御質問、御意見もないようでありますので、この案文をもって答申することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(熊谷寿人) 御異議なしと認めます。したがって、この案文をもって答申をすることに決定をいたしました。

それでは、私から議長に答申をいたします。

(熊谷寿人委員長、小川眞和議長委員会室前方へ進み出る)

○委員長(熊谷寿人) 福山市議会議長小川眞和様。福山市議会議会運営委員会委員長熊谷寿人。

福山市議会議員の定数について、答申。

2017年平成29年6月12日本委員会に諮問された福山市議会の議員の定数について、次のとおり答申する。

福山市議会の議員定数については、現状の40人から削減はやむを得ないという意見と、現状を堅持し、むしろ増とすべきとの意見に分かれ意見の一致には至らなかった。

なお、調査及び検討の経過並びに各会派の意見につきましては、答申に記載いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(小川眞和) 市議会議員の定数についての答申をいただきました。

この後、各会派の代表者等と十分議論する中で、できれば3月議会で一定の方向性は出したいと、このように思っておりますので、引き続き御協力のほどをよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

△閉会中における所管事項調査の決定について

○委員長(熊谷寿人) 次に、閉会中の所管事項の調査についてお諮りをいたします。

委員長としては、1、議会の運営に関する事項(臨時会を含む)、2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、3、議長の諮問に関する事項、以上の3項目を考えておりますが、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(熊谷寿人) それでは、先ほど申し上げた3項目に決定をいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(熊谷寿人) 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

○委員長(熊谷寿人) 本日は以上であります。委員さんのほうで何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(熊谷寿人) ないようでありますので、本日は、これをもちまして散会いたします。

午前10時20分散会

委員会条例第65条の規定により、ここに署名する。

議会運営委員会委員長